

重要文化財
黒田家住宅長屋門修理工事報告書

昭和五十一年十二月

重要文化財 黒田家住宅長屋門修理工事報告書

重要文化財 黒田家住宅長屋門修理工事報告書

序文

当長屋門は、黒田家主屋の南面に建つが、黒田家は江戸時代、旗本本多日向守の代官を勤めた家柄で、広大な屋敷の周囲には濠が回りその格式にふさわしい門である。

建物の創立は、主屋よりやや古く十八世紀の中頃で、当地方の代官住宅として貴重な遺構であるところから、主屋と共に昭和四十八年六月一日、重要文化財に指定された。

しかし長屋門は、安政、昭和と二度も大地震を受け、また屋根も昭和十二年春、手許材料によつて葺きかえたが、その後、葺材茅の入手難からその耐用年限は遠く過ぎ腐朽甚だしく、各所に雨漏りが生じ、西端室の一部はすでに倒壊するなど破損の度は大きく、現状維持は憂慮された。そこで所有者と地元関係者相諮り、文化庁指導のもとに修理設計をたて、国並びに県及び小笠町より多額の補助金を受けると共に修理委員会を設けて、昭和五十年十二月から工事に着手した。

工事は解体修理工事、総事業費二千九百五十万円余り、期間十三ヶ月の計画であつたが、途中、調査資料に基づき、国の許可を得て一部の現状変更をなした。

今回ここに滞りなく完了、住時を偲ぶお代官の長屋門の竣工を見るに至つたので、この文化財を広く世に紹介すると共に後世に伝える資料として各界に利すること多きを期待するものである。

おわりに終始専門的立場からご指導を賜った文化庁担当官並びに県、町ご当局、また工事の設計

監理とこの報告書の編集に当られた財団法人文化財建造物保存技術協会、更に何彼とご協力下さった関係各位に對して心から感謝申上げます。

昭和五十二年一月

重要文化財黒田家住宅長屋門修理委員会

委員長 赤堀正治

例 言

一、この報告書は、当黒田家住宅長屋門修理に関する国庫補助事業の一部として刊行されたものである。

二、図面に当っては、今回の工事の概要のほか、工事中の調査事項、発見物、およびこの建物に関する各種参考史料等を掲めた。

三、図面および写真については、工事中作製または撮影した多数のうちから、図面については、記録保存図（原図は文化庁に提出、同所保管）とその他の説明図を、写真については、修理前後並びに工事中の記録と各種資料写真的主要なものを掲載することとした。

四、本文、図面とも表示寸法は「メートル」によつたが、必要に応じて「尺」を併記した。

五、本書の編集および担当は左記による

編集 財團法人文化財建造物保存技術協会

統括編集 工事監督 廣瀬 涌

本文執筆 工事主任 島山好三

図面作成 主任補佐 今井成章

写真撮影 工事中 今井成章
塙工野本行衛



黒田家位置図

黒田家付近航空写真



黒田家配置図

相原町黒田屋





重要文化財 黒田家住宅長屋門修理工事報告書 目次

卷頭

黒田家位地図

黒田家付近航空写真

黒田家配置図

第一章 概 説

第一節 建造物の概要

一、指定告示	1
二、規 模	1
三、構造形式	1
四、創立沿革	1
第二節 工事の概要	1
一、工事に至る経過	5
二、工事方針	5
三、工事経過	5
四、工事組織	5

第二章 調査

第一節 破損状況

第二節

後世の改変と当初への復原考察

一、後世の補修及び形式の変更

二、古文書

三、発見墨書

第三章 施工

第一節 現状変更

第二節 工事実施仕様

第三節 工事費精算

第四節 工事工程表

挿図目次

第一回	安政大地震後に再建された主屋平面図	8
第二回	当初平面図	8
第三回	嘉永三年の平面図	8
第四回	文久元年の平面図	8
第五回	明治中期頃の平面図	8
第六回	明治三十五年頃の平面図	8
第七回	大正年間の平面図	8
第八回	現状平面図	8
第九回	嘉永三年の家相図	9
第十回	文久元年の家相図	9
第十五回	明治二十年頃の銅版画	14
第十二回	銅版画（長屋門拡大）	14
第十三回	古書付	14
第十四回	礎石に書かれた墨書き	14
第十五回	全 右	16
第十六回	長屋通り天井根本上端の墨書き	16
第十七回	折持札	16
第十八回	修理前平面図	17
第十九回	竣工平面図	21
第二十回	架構図	21
第二十一回	礎石据付完了	22
第二十二回	柱配置図	24
第二十三回	桁梁配置図	24

写真目次

第一十四回

破損状況

長屋通り西側

第四十九回

軸組

正面エスロンパイプ排水

図面目次

第二十五回

背面屋根

東南隅の屋根

第五十回

柱

正面

第一回 埼工

第二十六回

背面屋根

背面屋根

第五十一回

側面

正面

平面図

第二十七回

男部屋(西端)

下部部屋

第五十二回

桁行断面図

背面

第二十八回

見上図

第二十九回

長屋通り天井

現状変更

第五十三回

梁行断面図

側面

第二十九回

詳細図(一)

第三十回

全

要旨一の(一)

第五十四回

梁行断面図

背面

第三十五回

平面図

第三十一回

要旨一の(二)

要旨一の(二)

第五十五回

側面

正面

第三十二回

背面

第三十三回

全

要旨一の(三)

第五十六回

梁行断面図

背面

第三十四回

平面図

第三十五回

全

要旨一の(四)

第五十七回

側面

正面

第三十六回

背面

第三十七回

全

要旨一の(五)

第五十八回

梁行断面図

背面

第三十八回

平面図

第三十九回

全

要旨一(別表)

第五十九回

側面

正面

第三十回

第四十回

全

要旨一(六)

第六十回

梁行断面図

背面

第四十一回

平面図

第四十二回

全

要旨一(七)

第六十一回

側面

正面

第四十三回

背面

第四十四回

全

要旨一(八)

第六十二回

梁行断面図

背面

第四十五回

平面図

第四十六回

全

要旨一(九)

第六十三回

側面

正面

第四十七回

背面

第四十八回

全

要旨一(十)

第六十四回

梁行断面図

背面

第六十五回

平面図

第六十六回

修理前

側面

背面

第六十七回

平面図

第六十八回

修理前

側面

背面

第六十九回

平面図

重要文化財
黒田家住宅長屋門修理工事報告書

第一章 概說

第一節 建造物の概要

一、指定告示

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、昭和四十八年六月一日、文部省告示第一〇三号をもつて重要文化財に指定された。

名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所 有 者 の 場 所	所 在 の 場 所
長屋門					
		桁行二二、五メートル、 梁間五、二メートル、 寄棟造、茅葺	黒田節三	静岡県小笠郡 小笠町下平川	静岡県小笠郡 小笠町下平川
附 家相因	一枚	喜永三戻癸春日 の記があるもの一			
絵図	一	文久元西歲暮春 吉農の記がある	八六一	八六一	八六一

三、構造形式

左表の通りである。

区分	摘要		寸法
	要	長 里 門	
軒 梁 間 距 離	桁行 桁行兩端柱間 真今	三六高メートル 四七八メートル 〇四四メートル	
軒 の 出	梁間真より茅負竹上（又は広小舞外 下角）まで		
軒 棟 高	柱礎石上端より茅負竹下まで		
平 面 積	柱柱内側面積	二穴合メートル 五六八メートル 六四四平方メートル 〇六三〔平方〕メートル 三三、天〔平方〕メートル	
軒 面 積	茅負竹外内側面積		主屋底
屋根面積			

格行二〇、六〇四メートル

平 面	屋根寄棟茅葺。
基 礎	床端より西へ、東の間（土間）長屋通り（土間、中央引分け大板戸東隣間落戸）「げろうべや」（下郎部屋）床板張り、室中央に間仕切りを設け二室に分つ。まえぐら（前蔵）床板張り、西端の室おとこべや（男衆部屋）床板張り、げろうべやと同様間仕切り一室に分つ、設ける。
軸 部	基礎石玉石をコンクリート地盤の後据える。長屋通りと軒下大走りはコンクリート叩製地仕上。その他土間はいづれも三和土叩き仕上げ。
屋 根	柱、角柱（但し長屋通り出入口両端柱は平角）、磚瓦建、貫四通り、足貫以外は桁行梁行貫下端端え、但し貫樋は桁行上、梁行下縦め、太引は梁行、床板は桁行足固貫にのる、軒折京凸組。
外 装	東西両端梁間は追又首組、他は柱通りに平又首組。 又首と屋中竹、屋中竹と檜竹いづれも茎繩縛り、檜竹と茅負竹のみ棕櫚縛り。
内 装	茅葺、棟は棟幅上に杉皮葺をなし小舞いで押え、千木を置く、なお東西両妻に木製の小棟を付す。
建 具	南北と東西両側面大壁白漆喰塗り、腰板子下見板張り、北面裏壁白漆喰塗り、なお南北に三ヶ所手力窓を付す。 まえぐら内壁のみ板張り、他の室は真壁漆喰塗り。
小屋組	天井は、まえぐら、長屋通りが目板付根太天井、げろうべや、おとこべや竹簧の子天井。
野 地	床は、まえぐらのみ目板付試板張り、げろうべや、おとこべや試板張。長屋通り大板戸引分け、潜戸板戸肘垂釣り内開き。げろうべや、おとこべや出入口腰板付根格子戸片引き。まえぐら板戸片引き。

四、創立沿革

黒田家は代々武家で、後示略歴の第八代九郎大輔義則の代永録年間現在地へ移り、江戸時代には四千石の旗本本多日向守の代官であつたという。

屋敷は正面に大規模な長屋門を構え周囲には堀をめぐらした広大（一〇〇、〇〇m）なものである。（卷頭配置図参照）

現在の主屋は安政の大震後に再建されたもので、文久元年（一八六二）記銘の家相図（註一）が残されており、これとよく一致するので、この頃竣工したものであろう。

構造は床上部において棟通りをはさんで四尺巾二列に柱を立て、それらの柱

列から前後各二間半を上屋とし、四周に一間巾の下屋をまわす、小屋組は和小屋で寄棟造、棧瓦葺とし、下屋部分は一段低く屋根をかける。背面下屋のうち、「つし」のある二間分はさらに一段下げる明取りの窓を開いている。

平面は床上部が前側に四至、後ろ側に三室を配し、土間は下手一通りに上屋柱が立ち、板床を張つて物置などを設けている。居室はすべて疊敷で竿縁天井を張り、土間に上にもすのこ天井を設ける。

この住宅は柱、梁及び指物など太い木割であるが、部屋割りがこまかいため豪壮さをやや減じている。しかし、代官の住宅にふさわしく良質で、仕上げもていねいである。又建設年代は下るが、明らかであり、改造が少く、保存が良い点など重要な遺構である。（捲第一図参照）

長屋門は主屋より古く、十八世紀中頃とみられる。寄棟造、茅葺で桁行八尺の大規模な門である。

安政被災前の屋敷構えを示す古図（嘉永三年記録）（註二）から判断すると、扉口西方の三室のうち、西端室は文久の主屋再建時に拡張され、全面的に改造された。

ほかにも改造されたところが多く、また破損も大きいが、大規模で質のよい

長屋門である。

（註一）家相図（附指定）

図に左の記がある。

遠州平川村、黒田氏吉相之家図、以曲尺八分換一間而造家園定方位辨吉凶也、維時、文久元辛酉、裁幕吉辰、東易館、宍戸頼母、勝富謹、撰図。

（註二）家相図（附指定）

図に左の記がある。

嘉永三年季春日　克之輔主人改寫

細な松材を使用し中心部に特に近接して一本の柱を東西に使つてある……昭和十九年の大震災にも大した被害はなかつた。

義則は初め今川義元勢に属したが永禄十二年（一五六九年）今川氏實挙川を去り北條氏康に属するに当り近侍諸豪と共に徳川に属す家康

命じて小笠原与八郎清雅の組付とす。

元禄二年三九八年（一五七一年）武田信玄遠江国に入るや義則その子玄忠義得と共に高天神城（現在城東村に城跡あり）に移り部将

吉藤宗林の麾下に属し隊長池田綱平、大須賀五郎左衛門、柏谷善右衛門等と共に手兵をもって城砦を守り同年三月信玄牙旗を壇賀坂に樹て兵を河東（現在小笠町南山附近）に進むるや義則小笠原氏義に従い歩騎五〇〇をもって甲斐の先鋒（武田勢の先鋒）内藤修理を國

安川（現在の菊川下流）に拒ぎ、奮戦數次に及び退いて城を守る。信玄進んでこれを包囲したが攻め落すことが出来なかつた。

其の後天正二年（一五七四年）六月武田勝頼高天神城を囲み日夜攻撃を加え七月終の西の丸が敵手中に落ちた。當時徳川家康浜松におつたが来援しなかつた。

小笠原与八郎清雅は城を守りぬくことの不可能なことを知り勝頼と和睦して城を明け渡したので義則、義得の親子は郷里平川村に帰つた。

義則は慶安三年（一六五〇年）八月四日卒。
(現地居住の二代目) 玄忠義得、上記各錄の他不明。

この間は比較的平穏無事に過ぎた模様であるが原本（徳川時代將軍代／家直參の士で知行一万石以下のもの）本多日向守の代官（下平川村、

十四代 横田村の一部、三沢村計四、〇〇〇石を管轄した）となつたがいつ

頃からか判然としない。

十五代 本多日向守の代官をつとめた。特に弓術に長じ其指導能力は卓抜だったので静岡県下、愛知県下にも門弟があり其数約三〇〇名。

十六代 天保七年（一八三六年）出生、明治四十一年死去七五才（一九一一年）

（十二代目）源五郎義彩

義一と共に弓術を得意とし東は伊豆方面から西は愛知県に亘る間三〇〇名の門弟があつた。

嘉慶三年六月迄本多日向守の代官職

二十代（十三代目）定七郎（幼名武之助）徳川慶喜公が幼名竹之助で呼び方が同じな爲改名した由。

昭和六年一月二十日（一九三一年）死去。

二十一代（十四代目）当主第三

附記

一、黒田家屋敷取りは昔の城廳の型をとつたものである。

二、表門の西端にある構築は、當時の家格を表示していたと言ふ伝えられている。

三、門外の広場（現在畠となつてゐる所）はその昔馬場として使用したものである。

四、仮闇の西の内玄関は昔の白洲（法庭）の跡……代官は司法行政の

権能をもっていた。

五、仏間と内玄関の間から門に至る間の竹垣は昔は土塹であったが昭和十九年（一九四四年）の東南海大震災で倒壊した跡え造られたものである。

第二節 工事の概要

一、工事に至る経過

黒田家長屋門は学識者により我国の古建築長屋門として早くより取り上げられて来た門であり昭和四十六年より四十七年にかけての民家緊急調査により指定申請候補の建物となり昭和四十八年六月一日主家と門、古圖二枚が同時に重要文化財の指定を受けた、この門は指定の当時すでに相当に破損が進んでいたが、種々の理由から早急な修理実施には至らなかつたが、昭和五十年に至り更に破損が進行し放置し得ない状況となつたため、関係者の間に早急な保存修理を望む声が起り、文化庁・静岡県教育委員会の指導を得て、計画が漸く具体化し、昭和五十年、五十一年度に渡る維持工事として文化庁の文化財補助事業計画に組入れられることとなつた。昭和五十年八月その内示をうけ地元小笠町教育委員会は所有者の委任をうけて実施のための修理工事委員会の組織に着手する一方、年十二月工事着手の運びとなつた。

財團法人文化財建造物保存技術協会に修理設計を委託、別記方針と内容の基本設計書を調整するとともに国庫補助申請手続をとり、これが受理され昭和五十

は文化庁の現状変更の許可を得て復原し、また腐朽個所は縫い或いは部材を替え補修し、基礎から根本修理をすることとし、これに要する期間は十三ヶ月間、総額一九、五〇〇万円の計画であった。

三、工事経過

工事は初年度、先づ仮設、解体を地元業者の指名入札により決定ついで木工事の一部を同様発注施工し、次年度は同一業者と随意契約により施工した。一方工事実施中に緻密な調査記録をなし、復原資料を纏め、外壁下見抜、西端室の復原等の現状変更の申請をなし、昭和五十一年七月十六日付で其の許可を得て実施した。

一方東端室の床張りを土間に、また「下部屋部」「男部屋」等の内部堅抜張りの撤去等により予想した取替木材量の減と単価減又は節約等により長屋門の予算を約九〇万円減ずると共に依り、主屋下屋瓦葺屋根より雨漏れが生じたので、総事業費に増減を来さない範囲でこの際補修することとし、これ等の実施設計をたて、文化庁の許可を得て実施した。

なを現地変更については第三章第一節をまた予算関係は同第三節を参照され

四、工事組

1 組織

修理工事着手にあたり所有者は地元関係者に依る、重要文化財黒田家住宅長屋門修理工事委員会を組織、工事執行をこの委員会に委託、委員会は事務局を小笠町教育委員会内に設置すると共に設計監理業務は財團法人文化財建造物保存技術協会に委託し、文化庁並びに静岡県及び小笠町の指導のもとに運営した。

二、工事方針

解体工事、建物を一旦全部解体し、その間当初の形式技法、および後世に増改変された西端室下屋、各室間仕切り等の痕跡調査を行ない資料の確実なもの

第二章 調査

一、基 础 破 損 状 況

地盤は東北隅が一番高く、西南隅が約五六センチメートル低くなっていた。各柱礎石は不均沈下し、南東面の雨落石模みも不陸や乱れが多く、一部は消失していた。また背面の東端から「前倉」までの軒下大走りと「長屋通り」上間はコンクリート叩きになっていたが礎石抜間石の一部はコンクリート下に隠蔽されていた。床下は中古の床張替えの際に、根太東石等が移動され粘土叩きは荒廃し、西端室などは二メートル余りの高さの草竹が生育していた。

二、軸 部

全体に腐朽と蟻害により破損は甚大で、建物は西北方向へ大きく傾斜し、柱も西側、背面寄りはすでに腐朽欠失、その他も辛うじて立っているのみで、貫、桁も落ち一部は落下していた。特に西端室は中古に、西、北、鉢折れに下屋が増築され、更に明治に改造されたが、隣接して補の巨木が繁茂し日陰となり、腐朽、倒壊、土台も土中に埋まり、辛うじて背面側壁と、部材のうち西北隅柱と、雨戸敷鶴居等が散在残存していたのみで、当初の規模すら不明な程の荒廃状態であった。

三、床 遷 り

各室とも根太、床板とも腐朽蟻害又は消失し、室内に入れないほどの荒廃ぶりであった。

四、小 屋 根

雨漏れによつて背面、西面の叉首はほとんど腐朽していた。

五、屋 根

木材の茅は腐朽下地竹まで消失、各所に大穴が生じ、軒付けは抜け落ち、棟は馬乗せが昭和に新補はされていたがそれも腐朽、しかも品軒付の脱落により大きく乱れていた。

六、雜 作

前面外部築子下見板も板の厚さが薄く、風蝕、腐朽が著しく、破損が生じた土壁の一部は剥落、下地小舞竹が露出していた、特に背面は破損がひどく小舞竹も腐朽、一部消失していた。

天井は「長屋通り」と「前倉」の板類が雨漏れと蟻害とで大きく破損、また簾の子天井の竹も一部腐朽消失していた。

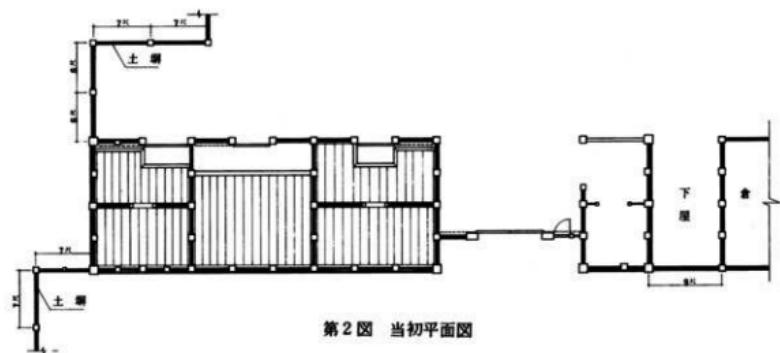
各室内部は羽目板張りであつたが、貫、胴縁は蟻害を受け、又壁板も剥落している箇所が多かつた。

建具は「長屋通り」の大戸は付敷居の分離移動により開閉不可能となつたが建具はたゞして破損していなかつた。しかし「下郎部屋」「前倉」の出入口の片引戸と格子戸は下部が腐朽消滅、分解寸前であつた。

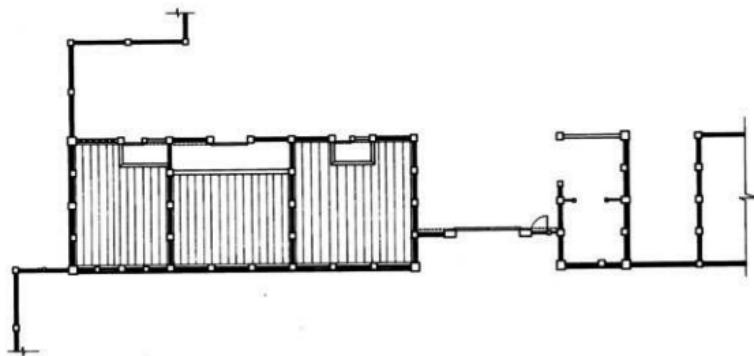
第二節 後世の改変と当初への復原考察

一、後世の補修及び形式の変更

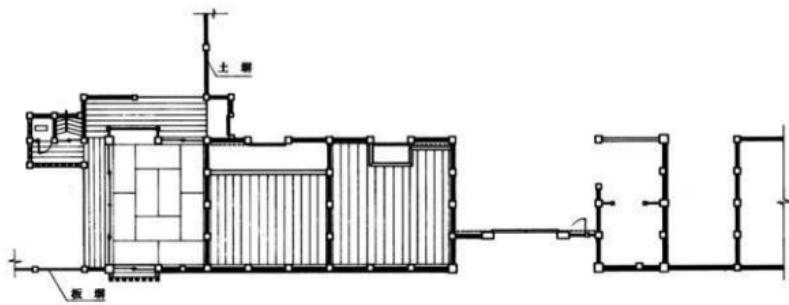
今回の解体工事中の調査ならびに玄蔵の家相図、所有者の記憶等から、補圖



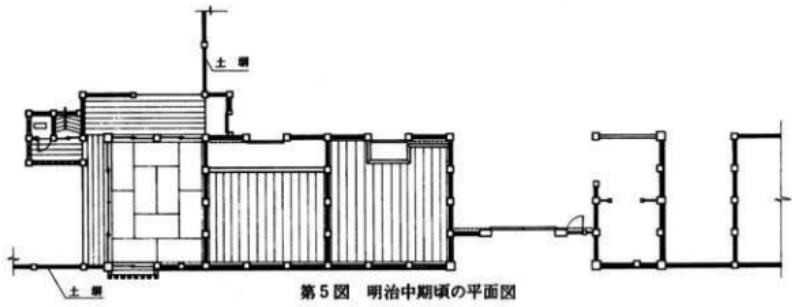
第2図 当初平面図



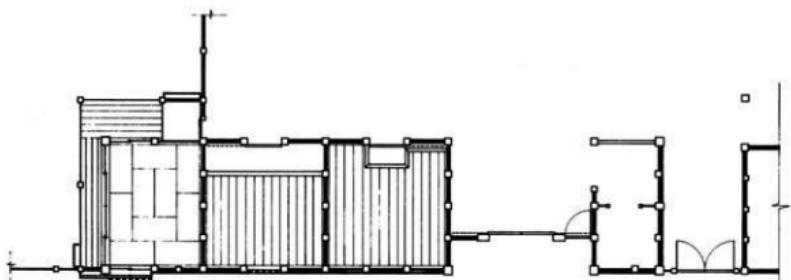
第3図 嘉永三年の平面図



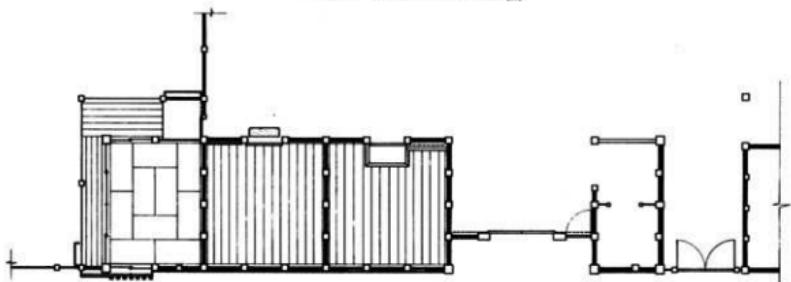
第4図 文久元年の平面図



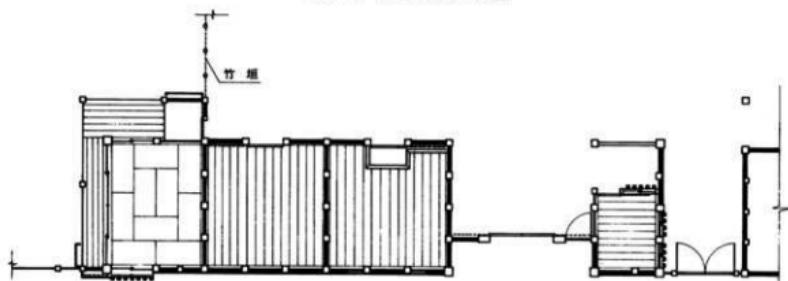
第5図 明治中期頃の平面図



第6図 明治35年頃の平面図



第7図 大正年間の平面図



第8図 現状平面図

第二図（第八図）に示すように平面の変遷が、七様に分類出来ることがわかつた。時代別には、当初。嘉永三年。文久元年。明治二十一年頃。明治三十五

年頃。大正年間。昭和（現在）と大別できるので、その平面の変遷について調査した結果を記す。

男 部 屋		前 倉		下 部 屋		長 屋 通		東 の 間		区分	年代別
北側柱通	北	南	床	間仕切	北側通出入口	滑戸	間仕切	東妻	東妻		
東間	西間	床	窓	無し	北一間を上間	片引大戸	滑戸鳥板壁	下戸が付隨	下戸が付隨	当十八世紀中頃	初
片引大戸	真壁	西北隅柱より北へ上 梯が延びる	西北隅柱より北へ上 梯が延びる	東西翼壁	株通り中央開放	東半分を真壁、西半分 を片引戸	東半分を真壁、西半分 を片引戸	柱十二	柱五	嘉永三年 (二八五〇)	文久元年 (二八六一)
分を片引戸	窓を設置	柱二十九	柱二十九	撤去	柱二十一	柱十九	柱十六	柱十三	柱六	明治二十一年頃 (二九〇一)	明治三十五年 (二九〇二)
東半分を真壁、西半分 を片引戸	引進障子	柱二十八	柱二十八	引進障子	柱三十五	柱二十	柱十七	柱十四	柱七	明治三十一年頃 (二九〇二)	大正年間
柱三十	柱三十一	柱三十一	柱三十一	柱三十一	柱三十一	柱三十一	柱三十一	柱三十一	柱八	柱四	柱四
板壁	引進障子	柱三十六	柱三十六	設置	柱二十三	柱二十二	柱十八	柱九	柱九	柱十	柱十一
	引進障子	柱三十六	柱三十六	全面を板敷にし相位 置を上げた	柱二十二						柱十一
	竹垣	柱二十七	柱二十七					柱十五			昭和

註一 嘉永二年の草相図に基づく、この図の長屋門は、梁間を二間（五尺×三尺=

(十五尺)に描き又南側通と「長屋通り」引分大戸筋との間を二尺に描く等の誤

りは有るが、他の寸尺は正しく参考になる。

一文久元年の家相図に基づく、これは、先の嘉永の家相図を基にして描いた為

やはり梁間がそのまま、誤っており（三間十五尺）さらに「長屋通り」裏通りに

は八双金具類を取付ける等、繪様化している。

銅版画に基づく、表記の平田村は明治二十二年以降の名称で、又相良町の大

達太喜郎氏所有の他家の銅版画で年代の入っているものは、明治初期～中期な

ので、高家のものも中期と思われる（写真）

當初の香取が結婚した年で、この時「男前屋」を改築して夫婦で居住した。

五 京葉の橋上玉堤東面は一尺三寸毎に桟木外込板が有り
又柱一〇一

一四の各々東西に葉取付口筋がある

本邦に於るとこの一層は機行九戸で、さうに食が細く、一層には一升を

卷之三

卷之三

六 鎧塀には、瓦葺の下屋が描かれており、南正面には長扉門と同じ高さ當初

の高さの下見板を張つてゐる。

註九 この頃、下屋を撤去し、通用門を開いた。

註十 食への米の搬入に、車を利用する様になり、機が支えるので、機高を上げた。

又、この大正期に、南正面、東翼の両面の壁を塗り直したので、この時に下見板の

位を上げたと思われる。

註十一 室内法蘭の柱向合せ面に小舞六枚 而して上部柱下端に籠子の破断片が残る

していき

註十二 中央開港の出入口は西に一戸寄せている

註十三 家相図には職仕事はない。この「東の間」たゞに部屋名が付けられてゐる。

この室への入口の表示がないので、(文部省)の本所内には北側通の「本の通」

新編 金瓶梅 卷之三

第一回 在本因にて開化せし國

第三章 機械化作業の研究と実験 第二回

上に二三の手の算式を示す。左の二行は、右の二行より前で計算した結果である。

卷之三

片引戸を設けた一時期があり、再び板壁で塞いだ（二一）（三一）柱

西面に敷居戸の首切跡が「内法五寸五分」が残っている。

註十六 家相図には既に柱間一杯の大さな港戸に描いているが、細い点線なので表示が行願しているとは考え難い。

註十七 家相図には、大きな港戸（西に開く）が描かれているが、「長屋通り」は表現が繪様化していく伝達性が薄い。

註十八 大凡この頃の定かでない。

註十九 （八一四）柱西面相下に、小舞穴、脚縫穴痕が有る。家相図にも、西半分を出入口に描いている。

註二十 家相図には、柱間一杯を開放に描いているので、この時再び、片引大戸に戻した。

註二十一 間仕切を撤去して、一室の大部屋に改めると同時に、出入口を小さくしたと思われる。尚家相図には間仕切はない。

註二十二 年代は明確でないが、欄取付に洋釘を使用しているので、此處では一度この頃と推定した。

註二十三 （十一一〇）（十二一〇）柱向合せ面に上下窓枠取付柄穴（床より二尺四寸七分高、内法二尺三寸四分）がある。同両柱向合せ面には、壁塗直しの際の木舞穴が、室内法間に有り、赤側板面に窓が無いので、この頃設置され、その後、大正の壁塗直しの際撤去されたと考えられる。

註二十四 （十五一四）柱北面に、棟木、腕木、貫の各々取付仕口痕、及び小舞穴痕が有る事多の家相図に依ると、北へ六尺一間（十一尺）延び、而して東へ七尺一間（十四尺）延び、更に北へ延びて途中（御成門）を開き、母屋に結ぶ、その後もう一組の小舞穴が有るので壁を塗り直したものと思はれる。

註二十五 下屋を廻した為、構も改造を受けた。家相図には（十二）（十三）通間

が（十三）通からかは明確でないが、北へ直ぐ主屋に結び、途中にはやはり門を開く。

註二十六 鋼板面に土塗が風蝕で壁に堅板張が描かれている。

註二十七 昭和十九年の東南海地震で倒壊し、竹垣に改めた。

註二十八 （十四一四）（十五一四）柱向合せ面に、上板、下板の取付仕口跡（襷石上端より四尺五寸八分高、内法一尺五寸八分）

註二十九 大凡この頃（十四一四）（十五一四）柱の北面に、上板、下板、取付仕口跡、板溝及び脚縫穴跡が有るので、欄の様なものが北壁下に突出していたのではないかと思はれる。尚、下板下端は床板上端に描ひ、内法四尺六寸三分ではないかと思はれる。

註三十 家相図に依ると、「下部部屋」同様西半分を出入口に描いており、（十四一四）柱西面相下に小舞穴が有る。

註三十一 下屋設置に伴ひ、引違戸を入れたと思はれる。（十四一四）柱東面に鶴居付柄穴（床板上端より内法六尺一寸三分）及び（十三一四）柱西面に同じ高さに釘が残存している。敷居取付跡は柱が腐朽の為不明。

註三十二 北背面同様下見板を張らず真壁であった事も考へ得るが、修理は東面に僅い棟通り柱のみを外に出した大壁とし下見板を張った。又（十五一〇）柱北面（十五一四）柱南面に三種の小舞穴跡が有るので、文久元年の下屋新設迄に一度壁を小舞より塗直した。

註三十三 （十五一〇）（十五一四）柱の向い合せ面に鶴居取付仕口痕、及び差鶴居（材一尺一寸五分、巾四寸、下端に一本溝）が一部残存していた。

註三十四 家相図に依ると、廊下は、西側三尺、北側五尺一寸五分の幅に描かれ、西北には風呂、便所（桁行六尺六寸、梁間六尺）が設けられていた様である。又出入口が明確に描かれていないので、明治三十五年の改修時の出入口に倣い（十三）通より東へ土間を設け、片引戸を考へた。

幅に廊下を廻した。又、側通りに雨戸及び戸袋を設け、而して、出入口は

(十三) 通の南半分を、片引戸にし、五尺×五尺の土間を設けた。土台、柱、雨戸敷居の一部が残存していた。尚家相図に描かれていた便所、風呂場はこの時に撤去した。

註三十六 家相図に間仕切は描かれておらず、「下郎部屋」の間仕切撤去時に同じく撤去されたと思はれる。

註三十七 「下郎部屋」同様、窓が有つたものと思はれる。

又、南正面大壁に就ては、南側柱通の平柱東西南面に小舞穴及び、隅柱(一〇)(三一〇)(七一〇)(十五一〇)柱向合せ面に其々二種の小舞穴痕が残り特に(十五一〇)柱東面には、出格子窓の取付位置の間は小舞穴痕がないので、文久元年の出格子窓が出来る以前に、壁が小舞から塗直された、亦(十五一〇)柱北面に二種の小舞穴が有り、文久の下屋設置以前に塗直しが有った事と一致する。その後、再び大正期に塗直しがあつたが、南正面大壁では、再び切妻割に間渡竹を掛けて小舞を掲いた。

註三十八 (十五一〇)柱南面と、(十四一〇)柱南面に打ち付けた漆木南面に、上樁、下樁取付仕口痕、横棟取付穴痕及び堅括子當り痕が有る。下屋改修の際に、小さな与力窓から大きな出格子窓に改められたと思はれる。床上端より九寸、内法五尺一寸三分。

註二十九 鋼板画には、戸袋が無いので現状の格子窓とは異なると思はれるが、出格子窓には描かれていません。

註四十 再度の下屋改修時に、再び窓も改造され、引違障子、雨戸及び戸袋が設けられた。

註四十一 (十五一〇)柱西面に、檜木、腕木、貫の各々取付仕口痕及び、小舞穴が有る。嘉永の家相図に依ると、西へ七尺(一間)中央に間柱有り延び(西端にはさらに二尺突出する)而して南に折れ、七尺(一間)六尺(二

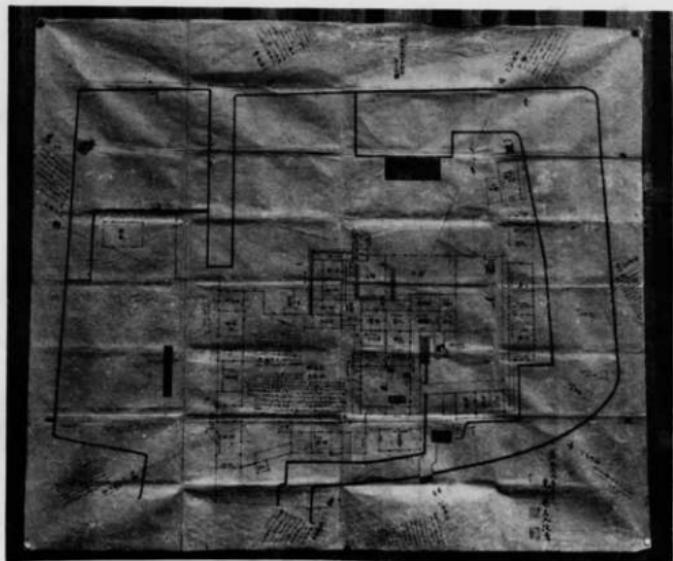
間)計二十六尺、南へ延びる。更に、西へは橋と思われるものが続く。

註四十二 家相図には、土堀が描かれているが、南西隅下屋柱より西へ十二尺程行つた堀の前で止まっている。

註四十三 鋼板画に依ると、板塀が南西隅柱より西へ延び、堀の中迄続いている。現在でも堀の中には土台下の杭が残っている。

二 古 文 書

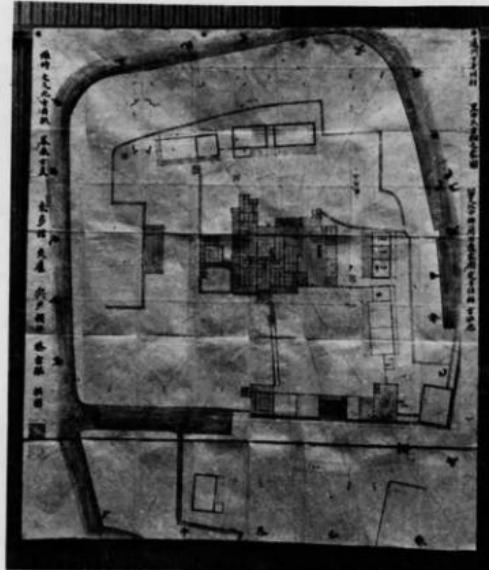
(1) 嘉永三年の家相図(附指定)



第9図 家相図（嘉永三年）

文久元年の家相図(附指定)

遠州下平川村、黒田氏吉相之家因
以曲尺八分換一間而造家園定方位
辨吉凶也

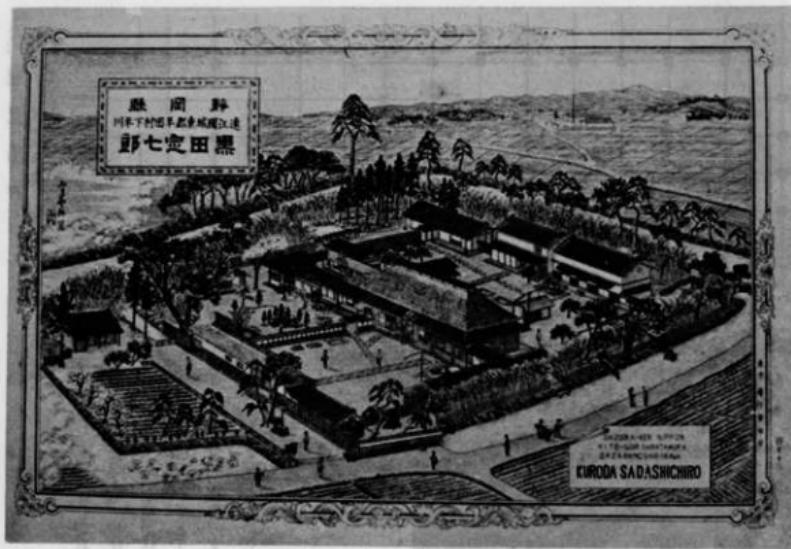


第10図 家相図（文久元年）

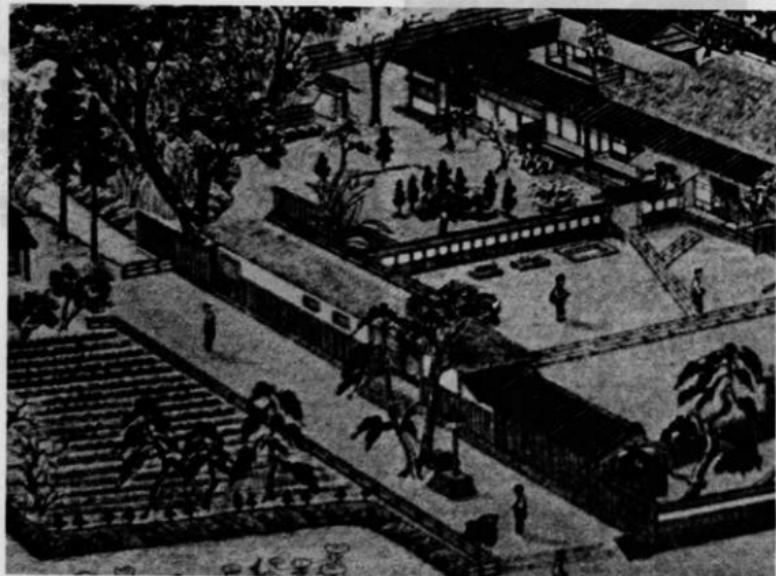
文久元辛酉或暮春吉辰
勝富蔵 摂國

勝高隊 摺図

嘉永二亥春日
克之庵主人改焉



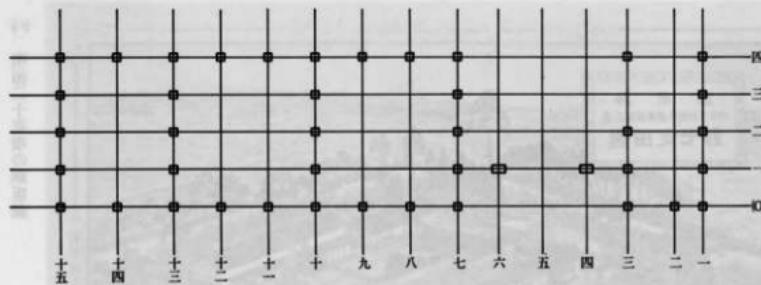
第11図 銅版画（明治20年頃）



第12図 銅版画（長屋門拡大）

三、発見墨書

(4) 古番付



第13図 古番付

墨書は古番付が、礎石上端の一部と、染下端、桁仕口、貫は柱真、大引両端柱際に（第十三図）に示すような古番付が、桁行、染行の文点番であつた事を明らかにした。

(2) 磚石に書かれた墨書



第15図 磚石墨書

平川 傳左衛門

柱礎石四六個のうち四個に墨書発見、
傳左衛門は当地方の大庄屋宮城傳左衛
門（享保十年生、寛政十年没）宮城家
過去帳に依ると、当墨田家とはその項
姻戚関係であった。



第14図 磚石墨書

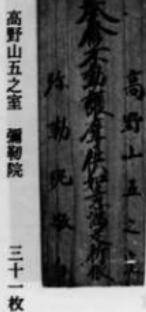


大工、川上村 山下喜八郎

(2)
川上村は小笠町内にあり、山下家は代々棟梁である。喜八郎については、同町内にある元文四年建立の善勝寺棟札に山下喜左工門同喜八の名があり、喜八と喜八郎が同一人物ならば建設年代の傍證となる。

祈 拝 札

長屋通り正面通路部上部横に一四四枚打付けであった。年代は文化元年（安政四年延）社寺別に分類すると、左記の通りである。



高野山五之室 繁裕院

三十一枚



高野山五之室 中祥院

一枚

第17回 祈祷札 (13枚)

第16回



大山御師

武衆大夫

四十九枚



金峯山寺

南之防

三十五枚



小笠山 威徳院

一枚



當入寮 貴寶院 (文政元年)

一枚



當入寮 西寶院

(天保十四年)

一枚

阿闍梨 實相院（文政十一年）一枚



阿闍梨 智教院（安政四年）一枚



僧大僧都 清達院（文化二年）一枚

大山祇神社の歴史と文化
その他の歴史的資料

大越家 寶善院（文化十三年）一枚



大越家 廣學院（弘化元年）一枚



大越家 貴教院（天保十三年）一枚

大山祇神社の歴史と文化
その他の歴史的資料

大山祇神社とその歴史と文化

大山祇神社の歴史と文化
その他の歴史的資料

第二章 施工

第一節 現状変更

現状変更要旨（昭和五十一年七月十六日許可）

一、後補の間仕切等を撤去して柱を旧に建てて間取を旧規に復した。

(一) 「門番部屋」の間仕切、床及び天井を撤去して土間に復し、棟通り左右の板袖壁を復した。

(二) 「下郎部屋」内側の腰板張を撤去し、棟通り左右に真壁の間仕切を設け南北二室に分けた。

(三) 「前倉」の北半間通りの板床を撤去して土間に復した。

二、内外の柱間装置を別表のように復旧整備した。

三、正面の簾子下見板を約三〇センチメートル下の旧位置に復し、東西両側面も同形式に整備した。また背面と通路部後補の腰板を撤去した。

四、通路部南面桁下に楣梁を復した。

現状変更説明

黒田家は永禄年間この地に移り、江戸時代には旗本、本多日何守（四千石）の代官であったという。広大な屋敷地には門の他に、江戸末期建設の主屋（重文）が遺存している。長屋門は桁行二〇、六メートル（六八尺）に及び質も良い。建設年代を明らかにする資料は発見されていないが十八世紀中頃の建設とみられる（注）。

建物はかなり破損し、土間に床を張り間仕切を撤去するなどの改変を受けているが、今回の修理工事により、ほぼ旧状を明らかにしえたので可及的に当初

の姿に復旧整備した。

（注）通路部天井根太墨書き

大工川上村 山下喜八郎

川上村は小笠町内にあり、山下家は代々棟梁である。喜八郎については、同町内にある元文四年建立の善勝寺棟札に山下喜左エ門、同喜八の名があり、喜八と喜八郎が同一人物ならば建設年代の傍證となる。

一、後補の間仕切床等を撤去して柱を旧位置に建てて間取を旧規に復した。

(一) 「門番部屋」の間仕切、床及び天井を撤去して土間に復し、棟通り左右の板袖壁を復した。

「門番部屋」の間仕切は半柱を貫貫に針止するなど姑息的な仕事によっており、床は柱の不同沈下後に張られ、天井材と共に転用が多い、よつてこれらを撤去した。棟通り柱の対面には楣口と胴縁穴がある。また床材に転用されていたこの通りの旧楣材が発見され、これに方立柱跡が二ヵ所ある。これらによつて棟通り左右に板袖壁の間仕切を復した。（注）

（注）楣の高さからみても「門番部屋」は土間である。

(二) 「下郎部屋」内側の腰板張を撤去し、棟通り左右に真壁の間仕切を設け南北二室に分けた。

「下郎部屋」の内側の腰板は材が新しく、板裏の壁が板のない上部と同じ中塗仕上になつており、後補とみられるので撤去した。棟通り柱の向合せ面には質小舞穴があり、棟通り梁の下端には柱の压痕が二ヵ所と、この压痕から梁の端部にかけて木舞穴と土壓跡があり、また柱の压痕の直下の根太に柱柄の切断片も残る。以上により棟通り左右に真壁間仕切を設け南北

二室に復した。

(二) 「前倉」の北半間通りの板床を撤去して土間に復した。

「前倉」は現在全面に板床が張られている。北より半間の南の東西通りに框が残っているが、この框は上面がけずられ、南側に板受決り、目板張りとみられる痕跡があり、北側には何もない。旧は北半間通りが土間であつたと推定されるので旧状に復した。(注)

(注) 「前倉」の当初入口は内法が現在より約四〇センチメートル低く、全画板床にした際高めたものであろう。(要旨別表4参照)

両「男部屋」内側の壁板を撤去し、西面に柱三本を復し、棟通り左右に真壁の間仕切を設け、南北二室に分けた。

「男部屋」は破損がはなはだしく、西面は南、北両端柱以外旧材がない。

この部分の柱の建ち方を直接示す資料はないが、この建物は東側面、通路部及び部屋境とも梁行四等分に柱を建てているので、これにならって柱三本を建て、両端柱対応面の大壁痕跡により各間大壁に復旧整備した。また内側の板壁は「下郎部屋」同様後補であり撤去した。

東西棟通りの柱西面には棟通り梁の仕口と貫、木舞穴があり、部屋中央の梁行梁下端にも棟通り梁との仕口が残る。棟通り西端の柱は失なわれてゐるが、これら痕跡と「下郎部屋」南北室境にはなお、「男部屋」の北面から西面にかけて曲折りの庇があるが(但し修理前大破して始んど形骸をなしていなかった)これを撤去した。

二、内外の柱間装置を別表のように復旧整備した。

三、南正面の簀子下見腰板を約三〇センチメートル下の旧位置に復し、東西両側面も同形式に整備した。また背面と通路部後補の腰板を撤去した。南正面の現簀子下見板は材質新しく洋釘止で、後補が明らかである。現在の下見板上脣縁より約三十四センチメートル下つて当初とみられる脣縁取付

穴と釘跡、柱根に地盤取付痕があるので、腰板張の高さを旧規に復し、細部は門外通路部の当初腰板張に徴する。

また、背面と門外通路部腰板は土壁剥落防止のため後世に付けられたものであり、これらを撤去した。

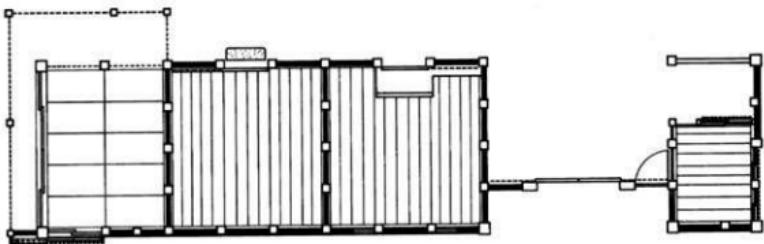
四、通路部南面桁下に樋梁を復した。

通路部南面東西の柱対応面には桁下端より約四十センチメートル下に成約四〇センチメートルの樋取付仕口があり、背面と同じ構造であつたことが判るので、樋梁を復した。(注)

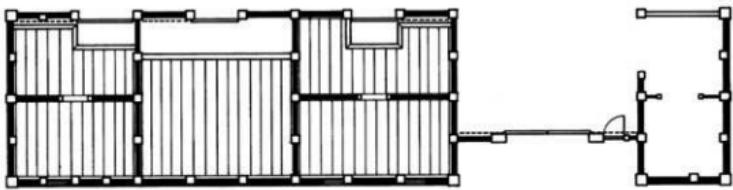
(注) 西側には樋梁の柄(鼻栓とも)が残されていた。

五、黒田家住宅長屋門 要旨別表

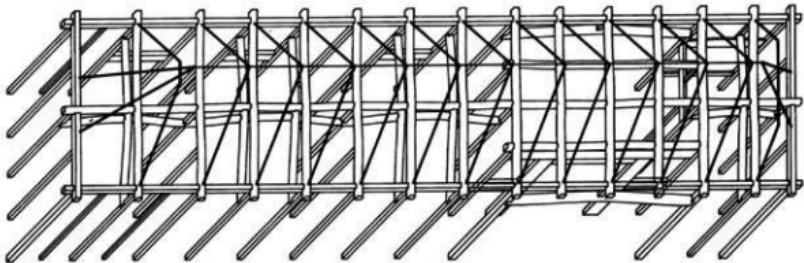
番号	位 置	現 状	変	資 料
8	「男 部 屋」	「前倉」	「通路部」	「門番部屋」
7	東端間	西 面	東 間	東面南より 第二、三間
6	北面西端間	開 放	北面中央間	西側南より 各間窓
5	同 右	格子窓	片引戸	各間板壁
4	片引戸	片引戸	滑 戸	同右
3	北面西端間	開 放	柱三本を建て各間	柱を約三〇センチメートル下げ西の間に堵 柱西面に板溝と脣縁 柱対応面に樋跡 柱対応面に樋跡 柱に大壁痕、窓は堅
2	柱三本を建て各間	柱三本を建て各間	柱三本を建て各間	柱三本を建て各間
1	柱三本を建て各間	柱三本を建て各間	柱三本を建て各間	柱三本を建て各間



第18図 修理前平面図



第19図 塗工 平面図



第20図 架構図

第二節 工事実施仕様

破損等の生じないよう養生を施して格納した。

一、仮設工事

工作、保存小屋、桁行一四、五四メートル、梁間五、四五メートル、軒高三、六メートル、平面積一五六、六平方メートル、切妻造、屋根至船形鉄板葺、周囲波形鉄板張り、出入口二ヶ所扉付、建地杉丸太据立、合掌、布、筋道共一〇井鉄線がらみ。

職工休憩所、桁行三、六四メートル、梁間二、七三メートル、既設の建物を改修して使用した。

工事事務所、木造平家建て、桁行七、二八メートル、梁間四、五五メートル、平面積三三平方メートル、屋根、外壁至船形鉄板、内壁、天井合板張り、窓、出入口ガラス戸建、内部に事務室、暗室、休憩室、湯沸場、便所を設け、水道を設置した。
境界柵、高さ一、五メートル、延長一〇メートル、柱間距、鋼線四段、堅格子板張、出入口扉二ヶ所設置。
防火設備、防火用水用としてドラム缶二ヶ、消火器三ヶ、バケツ等を設置して防火対策を施した。

二、解体工事

イ 準備

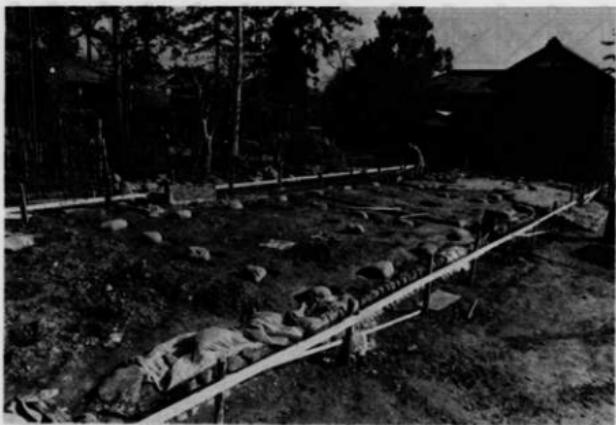
解体すべての部材に番号札を付し、必要な諸調査、実測、写真撮影を行つた。

ロ 解体

建物解体中は痕跡、各部の仕様等必要な諸記録をとり、解体部材はすべて釘仕舞をしつつ再用、繕い、取替え予定等に区分し、同種材毎に汚損、

二、基礎工事

旧基礎の柱礎石は使用出来得るものは継て再用した。柱礎は最高五センチメートル前後の沈下がみられたが、各面にわたって不同沈下があつたが、比較的一トロ前後の沈下がみられたが、各面にわたつて不同沈下があつたが、比較的沈下の少ない東北隅柱の礎石を基準にして据直した。



第21図 磚石据付完了

五、床下叩き

床下は、粘土、砂、石灰をよくまぜ合せ、塗水を入れ固練したものを、厚さ約一〇センチメートルに敷き、よく焼き固めた。

六、軒下、通路部コンクリート叩き

栗石地盤の上にコンクリート打込み、生乾きの内にモルタル（石灰少量入）を塗りつけ、乾燥しないうちに川砂を撒き、梨地仕上げとした。

七、排水工事

背面及西側はU字溝（径二四センチメートル）を埋設した。正面側には雨落溝（エスロンパイプ）径十七センチメートルを埋設排水した。

四、木工事

一、再用材

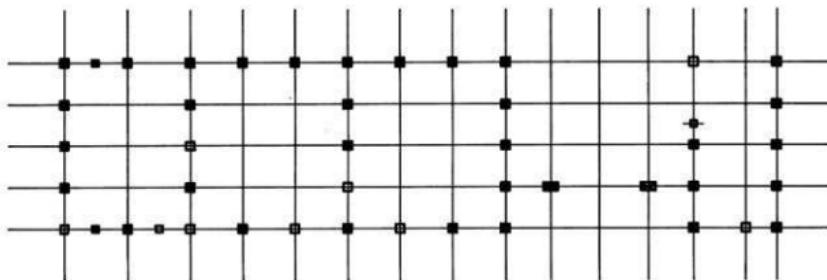
当初材は将来の保存に支障のない限り、つとめて再用した。

二、繕い

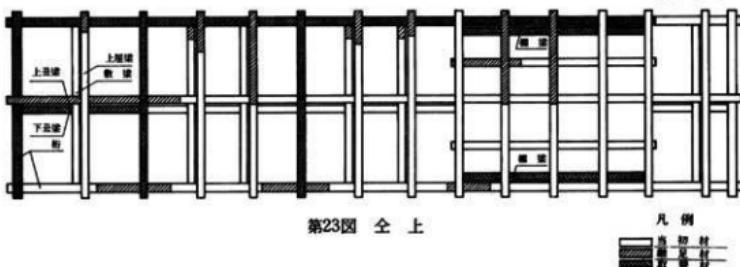
不用の大、及び仕口、腐朽部等は埋木、烟木等により縫い、接着剤はボンド、を使用した。

三、取替材

腐朽破損の甚だしいもの或は現状変更等の事由により取替又は新補し材は原則として旧形、旧工法を踏襲した。なお使用した取替材は存来品種と同等とした。なお新補、縫足、再用の軸部材については左表の通りである。



第22図 新補根脚等表示図



第23図 全 上

各部材の仕様は左記のとおりである

(長屋通西側)		方立		地覆 (長屋通西側)		蹴放 (長屋通西側)		蹴放		東 (上り椎下)		上り椎 (前)		柱 (西下屋)		柱		土台 (西下屋)		名 称	
在	手	時代別	材種	在	手	時代別	材種	在	手	時代別	材種	在	手	時代別	材種	在	手	時代別	材種		
当		当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	同	上	時代別	時代別		
椎		椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	椎	同	上	時代別	時代別		
藤入柄差込桟止、一方は削根																腐朽により不明	腐朽により不明	表面加工	表面加工		
																上端柄差、下端石据	上端柄差、下端石据	工	工		
																腐朽により不明	腐朽により不明	法	法		
																上端柄差、下端石据	上端柄差、下端石据	表面加工	表面加工		
																上端柄差、下端石据	上端柄差、下端石据	工	工		
																腐朽により不明	腐朽により不明	法	法		
飽		飽	飽	新			新		新		新		新		新	飽	飽	飽	飽		
下端・板溝																真、大曳、梁差仕口穴、小舞穴、北を除く側通平柱は外横面に筋張刻(間伐竹掛け)付	真、大曳、梁差仕口穴、小舞穴、北を除く側通平柱は外横面に筋張刻(間伐竹掛け)付	表面加工	表面加工		
																桁行、上端桟梁間下端桟、「前倉」南側通りは上端に床板目板欠	桁行、上端桟梁間下端桟、「前倉」南側通りは上端に床板目板欠	工	工		
																敷居、鳴居、縁輪欠	敷居、鳴居、縁輪欠	法	法		
																下端・東柄穴	下端・東柄穴	表面加工	表面加工		
																桁行、上端桟梁間下端桟、「前倉」南側通りは上端に床板目板欠	桁行、上端桟梁間下端桟、「前倉」南側通りは上端に床板目板欠	工	工		
																敷居、鳴居、縁輪欠	敷居、鳴居、縁輪欠	法	法		
同	上															現状変更により撤去	現状変更により撤去	実施の工法	実施の工法		
																根離は隣し金輪又は十字目地	根離は隣し金輪又は十字目地	表面加工	表面加工		
																現状変更により撤去	現状変更により撤去	表面加工	表面加工		
																根離は隣し金輪又は十字目地	根離は隣し金輪又は十字目地	工	工		
																現状変更により撤去	現状変更により撤去	法	法		
同	右															現状変更により新補 (椎材、上端柄差・鈍仕上)	現状変更により新補 (椎材、上端柄差・鈍仕上)	表面加工	表面加工		
																現状変更により新補 (椎材、上端柄差・鈍仕上)	現状変更により新補 (椎材、上端柄差・鈍仕上)	工	工		
																現状変更により新補 (椎材、上端柄差・鈍仕上)	現状変更により新補 (椎材、上端柄差・鈍仕上)	法	法		

名 称												時 代 别	在 来 の 口	工 法	実 施 の 工 法
柄	冠 木	地 面	桿	地 面	桿	地 面	桿	地 面	桿	地 面	桿				
当	当	当	当	当	当	当	当	⑧	当	⑧					
松	松	松	松	松	松	松	椎	椎	松	松					
連 線 腰掛両目															
渡 腹	柄差桿止	柄 差	藤入柄差	柄 差	柄 差	柄差込栓	柄差込栓	箱目通付柄差	藤入鶴柄	箱目通付柄差	内面：付鶴居取付蒼鶴柄六	内面：付鶴居取付蒼鶴柄六	内面：付鶴居取付蒼鶴柄六	内面：付鶴居取付蒼鶴柄六	現状変更により撤去
鋲	飽	飽	飽	飽	飽	大鼓落	飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽
下端…柱柄六 上端…上屋梁取付渡尾	下端…柱柄六 上端…太柄六	内横面：付鶴居止取付蒼鶴柄六	上端…柱柄六	下端…柱柄六	貫 六	貫六、梁取付柄六	上端…東柄六	上端…板溝	上端…板溝	上端…板溝	同 上	同 上	同 上	同 上	現状変更により撤去
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	現状変更により新補（桿材柄付大
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	現状変更により撤去
															当初設計の工法

大 東 の 曳	下見板張 (長屋通)												下見板張 (南面東妻)			
	添子取付横棟	桿木	小桿木	添子	桿子	風返し	押桿之縁	千桿木	横枝	与力窓	額縁	下見板張 (南面東妻)	下見板張 (長屋通り)	水切り	下見板張 (南面東妻)	下見板張 (南面東妻)
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	当	当	◎	当	◎	当	当	当	当
松	松	松	松	松	杉	杉	杉	松	松	杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉
							千本下で 突付				突付					
	風返し小桿に突付釘止		留													
鉤引	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤	鉤
下端・東梢穴																
現状変更により撤去	同	同	同	同	同	同	同	同上	同	同	同上	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去
在来の工法通り	同	上	同	上	同	上	同	同上	同	同	同上	同	同	同	同	同

胴 東 の 線	腰 東 の 間	横 格 子 の 間	格 子 の 間	東 の 間	敷 鳥 屋 の 間	障 板 の 間	半 柱	東 の 間	通 り 線	東 の 間	天 井 棚 太 の 間	天 井 棚 太 の 間	壁 板 の 間	東 板 の 間	床 板 の 間	根 太 の 間	東 板 の 間
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突 付	突 付	—	—	—	納 差	—	—	柱に大入	突 付	突 付	突 付	突 付	突 付	突 付	—	納 差	—
飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽	柱に釘止	柱に釘止	柱に釘止	柱に釘止	柱に釘止	柱に釘止	柱に釘止	飽引	—
半柱に釘止	腰縁に釘止	格子、半柱に釘止	敷鳥居檻面に釘止	上端（下端）…一本溝	天井通縁、根太に釘止、他一本は貫に釘止	—	—	—	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	上端…大曳に柄差 下端…石掘	在来の工法通り
現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	現状変更により撤去	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り
在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り

付 鶴 居 長屋 通り	付 敷居 長屋 通り	胴 縁 (背面)	東の間 腰羽目板 (背面)	東の間 地 覆	東の間 胴 縁	東の間 袖 壁 板	東の間 方 立	東の間 幅 仕 切	東の間 水 切り	東の間 格 子 子窓	東の間 敷 鶴 居	東の間 東格子窓	
当	当	当	当	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎	—
松	椎	松	松	—	—	—	—	—	—	松	松	松	松
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	返 返 し	突 付	—	—	—	—	—	大 入	—	納 差	—	大 入
飽	飽	飽	飽	—	—	—	—	—	—	飽	飽	飽	飽
付 鶴 居 止 付 取 付 納 穴	上 端 … 打 出 底 製 レ ル 釘 止	—	笠木下端、地覆上端の板溝入れ、 貫通縫に釘止	—	—	—	—	—	内 構 面、下 端・方 立	笠子上木口に釘止 取付縫納穴	—	—	—
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	現状変更により加入 (椎材 飽仕上柱方立に納差)	現状変更により加入 (椎材 飽仕上柱方立に納差)	現状変更により加入 (椎材 飽仕上柱方立に納差)	現状変更により加入 (椎材 飽仕上柱方立に納差)	天井根太に転用されていたものの を、現状変更により、当初位置 に戻す	天井根太に転用されていたものの を、現状変更により、当初位置 に戻す	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り
同 上	同 上	同 上	同 上	在來の工法通り	在來の工法通り	在來の工法通り	在來の工法通り	在來の工法通り	（天井根太）	在來の工法通り	在來の工法通り	在來の工法通り	

踏込土間 地 覆	下部部屋 踏込土間	東 下部部屋 上り板	下部部屋 壁板裏 胴縁	壁板	床 下部部屋 板	根 下部部屋 板	壁板 下部部屋 境	羽目板 (西側下) 長屋通り (西側下)	長屋通り 羽目板 (西側下)	天井板 天井根太 長屋通り 天井根太	天井板 天井根太 長屋通り 天井根太	(1)通を境として 南側:突付 北側:化粧目板付
Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	当	当	Ⓐ	当	当	当	当	当
松	松	椎	松	松	松	松	松	松	松	松	松	松
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蟻 柄	地 覆取付蟻柄穴	上端:柄屋、下端:石継	—	—	突 付	突 付	—	—	—	相 決	—	—
鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋 太鼓落引	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋
上端:羽目板溝	横面:羽目板溝	下端:羽目板溝東納穴	柱に釘止	胴縁に釘止	根太に釘止	大曳、貫に釘止	貫に釘止	柱横面に通し	柱下端、地盤上端、柱横面の板溝 入れ、胴縁に釘止	柱横面に通し	柱横面に通し	天井根太に釘止 (1)通より南側は柱横面の板溝入れ
同 上	同 上	同 上	現状変更により撤去	現状変更により撤去	同 上	同 上	現状変更により撤去	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

付前 鴨居 藏	付前 数居 藏	壁前 板藏	床前 板藏	根前 太藏	上り框 前 藏	前 藏	差雨 鴨居 戸下屋	西 居戸下屋	鴨雨 居戸下屋	西 居戸下屋	數居 戸下屋	付 鴨居 戸下屋	下部部屋 付 数居	下部部屋 付 数居	羽目板 下部部屋	
Ⓐ	一 当	一 Ⓐ当 部	一 Ⓐ当 部		当		Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	当			て 不明	欠失 し	て 不明	
松	一	松	松	松	椎	松	松	松	松	松	松		一	一	一	
一	一	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	突 付	突 付	一	柏 差	目連納差	腐朽により不明	腐朽により不明								
鉋	一	鉋	鉋	B 鋸引 当 太鼓落	鋸 引	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	鉋	一	一	一	
横面・付鴨居止の納穴	一	貫に釘止	根太上り框に釘止	大曳貫に釘止	上端に目板決り	上端・床板決り (現状は上端がはつられていた) 下端・東立枠穴 横面・大曳取付納穴	下端・二本溝	下端・一本溝	上端・一本レール	横面・付鴨居止の納穴				鉋仕上	松材、突付、鉋仕上、上り框下 横面・上端・東横面板溝入れ 椎材、横面に付数居止め納穴、 鉋仕上	
す	現状変更により加入、椎材、鉋 仕上、横面に付数居止の納穴	同	同	同	復す	現状変更により、当初の工法に 在来の工法通り	同 上	現状変更により撤去	現状変更により撤去	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	松材、突付、鉋仕上、上り框下 横面・上端・東横面板溝入れ 椎材、横面に付数居止め納穴、 鉋仕上	
同 上	同 上	同 上	同 上				同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	

敷 南 格子窓 鴨居	男 部 屋	羽 目 板	男 部 屋	地 覆	男 部 屋	東 部 屋	男 部 屋	上 り 框	男 部 屋	付 鴨 居	付 數 居	男 部 屋	壁 板	男 部 屋	床 板	男 部 屋	根 太	男 部 屋	天 井 根 太	前 板	前 板				
Ⓐ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	—	—	—	—	—	—			
松	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	松	松	松	松	松	松	松	松	—			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
突 付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	突 付	突 付	—	—	—	—	—	—	—	突付化粧目板付			
飽	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽	飽	—			
上端(下端) に二本溝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	貫 釘止	根 太 釘止	大曳、貫 釘止	梁横面に達返し	—	—	天井根太に釘止	—	—			
現状変更により撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	現状変更により加入 椎材、飽仕上、横面に付鴨居止 の納穴	現状変更により撤去 椎材、飽仕上、横面に付鴨居止 の納穴	現状変更により加入 椎材、飽仕上、横面に付鴨居止 の納穴	現状変更により加入 椎材、飽仕上、横面に付鴨居止 の納穴	現状変更により加入 椎材、飽仕上、横面に付鴨居止 の納穴	在来の工法通り	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上				

一筋敷金物	釘	区分		在 來	当 初	材	
		當	来				
出入口一筋、敷金物	床板、壁板、道具 角、釘					水男部屋 下戸見板袋	男部屋 横男部屋
						格男部屋	男部屋 (雨戸)
松	松	松	松	松	松	半欠き釘止	半欠き釘止
—	—	—	—	—	—	半欠き釘止	半欠き釘止
—	—	大入					
C A	時代別	摘要	補法			飽	飽
						飽	飽
	改造部分の床盤板					格子内横面に釘止	内横面・横棧取付欠き
							上端:(下端)一本溝
一筋敷金物	床盤、壁板、道具 角、釘					鴨居上端に釘止	鴨居上端に釘止
実施の工法						現状変更により撤去	現状変更により撤去
						現状変更により撤去	現状変更により撤去
実施の工法通り	実施の工法通り					現状変更により撤去	現状変更により撤去
						同上	同上
						同上	同上
						同上	同上

五、屋根工事

一、材料

秋刈りの十分乾燥した長さ一、五メートル以上の腐れのない富士山産の良質山茅、檜竹、屋中竹は径六~七センチメートルの冬切りの物を使用した。又押木竹は径三センチメートル内外長さ二メートルのもの、軒付用檜桔梗、鋼線（一八ミ）蒸繩を使用した。其の外に棟覆い用杉皮、冬伐りの皮。

二、下搭え

軒付用茅は下葉をすぐり、径一二~一五程度にたばねた。

三、工法

下地、屋中竹を側桁上に一通りに扳首上端欠込み（約四二センチメートル）に離手やり速に片側七段構がらみとした。檜竹は約二十五センチメートル間隔とし、隅は扇状に配し、軒先にはこみ檜竹を入れて屋中竹に繩がらみとした。繩がらみは蒸繩三巻の鼓繩に結び締め、檜上には、小舞竹を約一二センチメートル間隔に蒸繩にてからみつけ、軒先には檜がらみを檜先端より約一〇センチメートルの所に檜桔梗にて通しからつけとした。

軒付、軒付は上質の茅をよくすぐり径一〇センチメートル位にたばねて數き並べ、押鉢竹を二通り並べて蒸繩にて締めつけ、これを数回繰返して所定の厚さに葺上げた。軒上最上部には特に良質の茅を用い、落ち込みには十分にベ茅を補充した。

平茅、平茅は厚平均六五センチメートルとし、茅の厚薄のないよう配りつけ、奥には要所のベ茅を置き、登り四五センチメートル一六〇センチメートル毎に押鉢竹を当て針繩ふみしめ葺き登り棟際は切茅で葺き止め、向ふ前の茅を三つあみとし叩き締めた。

棟、品軒は厚さ平均一二センチメートルに切茅で葺上げ、その上に杉皮三枚重ね葺きとし、棟押へは籠干木型式に整えた。

刈込み、軒付所定の返し勾配に、また隅水返りのないよう、通りよく刈込み妻登り隅登り隅丸、平茅とも地に不陸のないよう、形よく鉄刈り仕上げとした。

養生、防腐、耐水のため葺き上り完了後キシラモン液の噴霧吹付けを行つた。

区分	在来の工法（昭和十二年葺替）	実施の工法	当初設計の工法
一、材料	山茅と一、五ミ内外の腐れのないもの 杉皮と七五ミ内外の筋六のないもの 押鉢竹 や二ミ内外の冬伐りのもの 屋中竹 や七ミ内外の真竹材	在来の工法 通りのもの 使用	在来の工法通り 実施の工法通り
軒付	檜竹 の四五ミ内外の真竹材（冬伐り） 小舞竹 刈竹や一、五ミ内外のもの 繩、蒸繩 や八ミ内外 しゅろ繩 や三ミ内外		
平茅	軒先の出 すぐ茅を數き並べ押鉢竹にしゅろ繩に締めつけ更に軒付茅を同様の工法により所定の厚さに葺上げた。	在来の工法 通り	実施の工法通り 実施の工法通り
ぐじ様	葺上り要所にのべ茅をおき登り四五ミ内外に押鉢竹を入れ檜竹と踏みしめ所定の厚さに葺上げた。棟際は切り茅にて葺きつめ三つあみとし叩き締めた。	在来の工法 通り	在来の工法 通り
通り		在来の工法	実施の工法通り
		実施の工法通り	

六、壁工事

一、下地、間渡し真竹の割竹、木舞竹、様竹、こまい竹（細い素縄）

二、工法、間渡竹は縱横とも間渡穴に深く差込んだ。こまい竹は縱横とも約五センチメートル間隔に、間渡竹との交点はこまい縄で千鳥掛けにかきつけ、通し貫当りは釘打ちとした。

三、木舞壁

材料、荒壁土は粘性のつよい粘土、中塗用の土は市販の中塗用土を、苟は荒壁用は薺苗、中塗用はもみ苗を、上塗用は石床、つまた、

上塗用切を使用した。

四、工法、荒壁土は粘土に薺苗を切込み良く切り返して一二ヶ月間位ねかしておき、使用前に再度薺苗を入れ、充分練り返したものを使用した。荒壁は指定の厚さによく木舞に上記土を振り込み塗り上げ、同日中に裏壁を錢でなで返し、小舞になじませ、乾燥をまつて裏返塗を行った。

中塗は粘土と砂をよくませ合せもみ苗を入れて塗り上げた。

上塗はのりに（つまた）をよくとかし面通しものを用い、石灰と苗を入れてよく練り返したものを作り上げした。

七、建具工事

一、材料

木材（椎材）は桧無筋材を板材は杉無筋材の乾燥したものを使用した。

鉄釘、鍛鉄製和釘を調製使用した。

工法、寸法、組手、仕口等、何れも旧来の工法に倣い、刷染よく狂いのないよう仕上げた。

一、古色塗、取替又は新規補足木材には、丹土、松煙、茶粉、弁柄等を用いて周囲と調和させるよう古色を施した。古材はすすを拭い取った。

二、防蟻処理、床下はメルドリン液による土壤処理を行い、木材はキシラモニ液を刷毛にて塗付けた。

三、烙印押、取替え及び新補材にはすべて見え隠れに（昭和五十一年度修補）の烙印を押した。

四、跡片付、諸工事完了後工事地域内の不要物を取り除き、清掃を行った。

第三節 工事費精算

収入の部

區	所有者負担金	分	金額	備考	總事業費の六、七%
小笠町補助額	一、九七〇、〇〇〇円				一、九七〇、〇〇〇円
静岡県補助額	一、九六〇、〇〇〇円				一、九六〇、〇〇〇円
合計額	一三一、六〇〇、〇〇〇円				一三一、六〇〇、〇〇〇円
維持収入額	二八、一四八円				二八、一四八円
預金利息	" 八〇、〇 %				" 八〇、〇 %

支出の部

請負費	工事費	工費	總事業費	區分	種別	摘要	員數	單價	金額	摘要	員數	單價	金額
解体工事	仮設工事 (損料)												
調査・解体	諸設備等、事務所、便所、境界標、	組立足代、保存工作小屋、休憩所、											
一式	一式	一式											
九〇四、〇〇〇円													
解調 体査	諸境事務所、便所、	休憩所、	保存工作小屋	組立足代									
八二〇、〇〇〇円													

主屋工事費		西脇構工事		東脇門工事		附帯工事		雜工事		建具工事		左官工事	
諸経費	仮設、木工事、屋根工事	諸経費	基礎、木工事、壁工事、屋根工事	解体、木工事、瓦葺、雜工業	基礎、木工事、壁工事、瓦葺	解直し	基礎、木工事、壁工事、瓦葺	修理	腰付堅格子戸、板戸、潜板戸新補門板戸	修理	腰付堅格子戸、板戸、潜板戸新補門板戸	小舞桟大壁	
一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一五三、六〇〇円	一五三、六〇〇円	一五三、六〇〇円	一式	
四八・五四二円	九〇〇、〇〇〇円	四八・五三〇円	一九一、四七〇円	一〇五、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円	一八一、三三五〇円	一八一、三三五〇円	一	上荒塗	上荒塗	上荒塗	一、〇九一、六〇〇円	
屋根工事	木仮設工事	屋根工事	木基礎工事	基礎工事	基礎工事	解直し	解直し	修理	門板戸(修理)一本	竹簾の子天井戸一本	潜板戸一本	小舞桟大壁	防腐處理
一五〇、九五八円	一〇五、〇〇〇円	一五〇、五〇〇円	一五〇、一〇〇円	一五〇、一〇〇円	一五〇、一〇〇円	七、八〇〇円	七、八〇〇円	七〇、〇〇〇円	一二二、七五〇円	三八、一〇〇円	五、五〇〇円	一九七、三七〇円	三六九、〇〇〇円

										事務費	
										所費	
委託料		指導旅費						旅費			
設計監理費	委託料	指導旅費	指導旅費	雜役務費	雜役務費	通信運搬費	通信運搬費	光熱水費	消耗品費	会議費	事務費
存技術協会委託 財團法人文化財建造物保 竣工写真撮影料	一式	一式	文化庁技官指導 其の他、 竣工写真、青写真、	工事中写真、青写真、 其の他、	一式	一式	一式	L、P、G、電気料、灯油、 電話料、はがき、 切手、	文具、用紙、写真用品、 製図用品、	打合せ、調査 会議用、茶菓	二、四八二、二八八円 七〇、〇〇〇円
								四六、四一九円			二、三九一、二八八円 二〇、〇〇〇円
								L、P、G、電気料、 電話料、はがき、 切手、	事務用具 写真用品、 製図用品、	打合せ、調査 茶菓代	二、三九一、五〇五円 一八、〇〇〇円
								一〇一、一二九円	一、一七〇、〇〇〇円	一、一七〇、〇〇〇円	二、二六〇円 一五、四〇二円
								七五三、六〇〇円	七五三、六〇〇円	七五三、六〇〇円	一四、七七七円
								九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
								八六、六三五円	八六、六三五円	八六、六三五円	一七、五〇〇円
								二七、九六〇円	二七、九六〇円	二七、九六〇円	二七、九六〇円
								六五、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	六五、〇〇〇円
								六、四九三、〇〇〇円	六、四九三、〇〇〇円	六、四九三、〇〇〇円	六、四九三、〇〇〇円
								六、四二八、〇〇〇円	六、四二八、〇〇〇円	六、四二八、〇〇〇円	六、四二八、〇〇〇円
財團法人文化財建造物保存 技術協会、委託料 協会規定料率第一種 二八八一セント	現場指導	坡工写真十組	現場指導	其の他	其の他	現像、焼付	現像、焼付	六四、七三五円	六四、四〇〇円	六四、四〇〇円	六四、四〇〇円

第四節 工事工程表

着手準備	昭和五十年十一月十二日	昭和五十年十一月二十八日
実測調査	昭和五十年十一月十二日	昭和五十一年三月十日
仮設工事	昭和五十年十一月二十三日	昭和五十一年一月十二日
解体工事	昭和五十一年一月十二日	昭和五十一年一月六日
基礎工事	昭和五十一年一月一日	昭和五十一年九月十八日
木工事	昭和五十一年三月十三日	昭和五十一年十月二十八日
屋根工事	昭和五十一年六月十二日	昭和五十一年七月二十三日
壁工事	昭和五十一年七月二十九日	昭和五十一年十一月二十三日
建具工事	昭和五十一年十月二十日	昭和五十一年十一月三十日
防蟻工事	昭和五十一年一月五日	昭和五十一年九月十八日
主屋底工事	昭和五十一年十月十日	昭和五十一年十一月二十五日

附記

伝左衛門と喜八郎について

小笠町文化財保護委員 宮城孝平誌

此度長屋門修復工事に当つて、同建造解体作業中、基礎柱礎石五個に墨書きが発見された。内四個には平川伝左衛門、他の一個には平川（地名）の代りに助五郎、伝左衛門の記名が読みとれた。

同時に長屋通り天井棹上端に川上、大工、喜八郎の文字が認められたので以上二人の人物を中心に調べを進めた。

伝左衛門の先祖宮城新左エ門の平川居住は古く菩提寺青龍院の過去帳によれば、初代新左エ門は、大覺院正蓮寶道居士、大永元年辛巳十月八日寂（一五一一年）と記されている。

また同家代々墓位記録には、忠正院善譽兼修居士、元禄十三年庚辰五月十九日寂（一七〇〇年）源五郎の祖父なり、と付記がある。この付記を肯定すると宮城家と黒田源五郎家（当主節三氏）の間に縁戚関係が考えられる。

右の事項から記名礎石を調べてゆく時当地の慣例から、長屋門新築の際宮城家から黒田家に（家見）として祝いの品に添えて礎石も同時に贈られたものと察せられる。助五郎は伝左エ門の父として地名平川の代りに知名度が高かつたか或は健在であったので添書きされたと思われる。

両家縁組について当時の家格を探ぐつてみると、寛文十一年（一六七一年）

下平川玄年御免状（四ツ分帳）の表紙には源五郎、新左衛門が保記されて、内容に新左エ門、五三六石、源五郎三八一石、助左エ門二八三石、善左衛門三〇〇石、と四ツ分け（四庄屋）されている。尤もこの石高は下平川村の内本多公領分のみで他の旗本分三〇〇石餘は源五郎の差配下にあつたと思はれる。その後源五郎がその三〇〇石知行の室賀伊豫守御側役人に出仕した戸塚家記録からの推定である。旁に述べると長屋門の格式から見ても黒田家の代官職は自分を含めて四庄屋のみならず下平川村々外に及ぶ複数旗本の知行地に亘つても代官職を与り差配していたものの如くである。

一方伝左エ門家も長屋門を構えていたと謂われるが或る時代これを解き重要な文書は他家に托したと言えられて来た。今度前四ツ分帳の他「享保七年（一七二二年）子丑巳、諸新田水帳」下平川村庄屋助五郎の文書も黒田家から発見されその言い伝えも立証された。

更に両家共昔から不動尊の信仰が伺はれ、宮城家は慶長（一五九六年）以来赤面不動明王の石像を祀りその祠は宮大工の作で棟札も現存している。黒田家長屋門には長屋通り樋表面に金華山僧布のみ不動明王護摩祈禱札が夥しく貼りねられて居り今度も同護摩札の保存が考えられている。

元禄四年（一六九一年）の輪中堤防訴訟の判決、喜田、下平川堤論の絵図面には、下平川村内で石原（石原、新左エ門（宮城家））と下むら（下組）、大郎左エ門（黒田家）との二戸のみが茅葺家が描かれて他は単に「イムラ」と部落の所在が示されているのみである。

前に戻つて「享保七年（一七二二年）子丑巳諸新田水帳」には中に源五郎、助五郎、伝左エ門の名が各所に散見される。且つ伝左エ門の直筆と思われる新田謙實渡手形の加筆訂正を加えた下書きがその袋折りの間に挟んだま、発見され庄屋証人伝左エ門の自筆と思われると同時に明和二年（一七六五年）と見る

したことは貴重な発見であった。

宮城家記録に「英薄院保叟道後居士明和大己丑年四月七日寂（一七六九年）七十三歳本多越中守に相勧めと書かれており、伝左エ門の父となつて（註）黒田家、宮城家共に同じ人名を數人が使用（藝名）していることが判る、

川上大工喜八郎の家は先祖喜左衛門以来の大工職で山下姓で皆棟梁を勤め過去帳では

先代 法眼順正沙彌 元禄（年号不詳）

二代 棲眼廟梁上座 享保二年（一七一七年）

三代 規叟道正上座 明和九年（一七七二年）

四代 寒翁宣天喜男 昭和四年（一七六七年）

五代 棲桂玄染上座 享和二年（一八〇一年）

右の中で長屋門の建築に当つたのは三代目棲染山下喜左衛門と思はれ、喜八郎は父棲染の下で長屋門或は善勝寺本堂に腕を振つた好青年であろう。夕匠の血を享け乍ら妻も娶らず壮志を抱いたま、若くして世を去つた模様であり、遺された喜八郎の文字からは惻惻として聲の音が聞えて来る想いである。

早く棲札が発見されて一切が解明出来る日の近からんことを念じて筆を格く

七絶 偶成 菊城生

「寿を奏する者は伝左衛門

記名の碑石永へに粉れ無し

文化の遺産邦家の寶

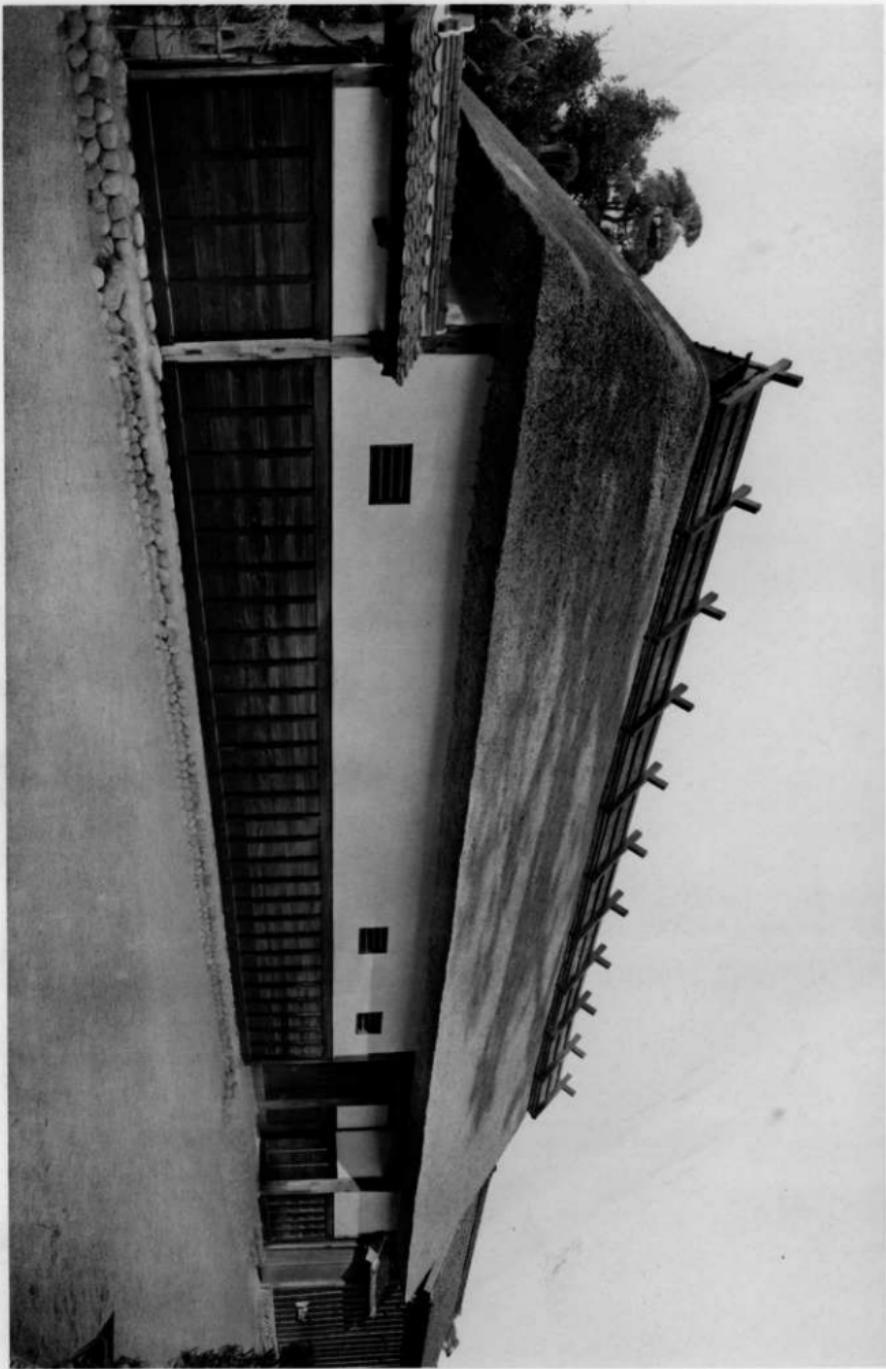
修復の工成る長屋門」

「瑞風吹き起りて乾坤に満ち

茅棲元に復す長屋門

喜入の署名仍此に在り

今後の慶祝芳魂に報せん」



1 基工正侧面



2 竣工正面



3 竣工背東側面



4 竣工背面



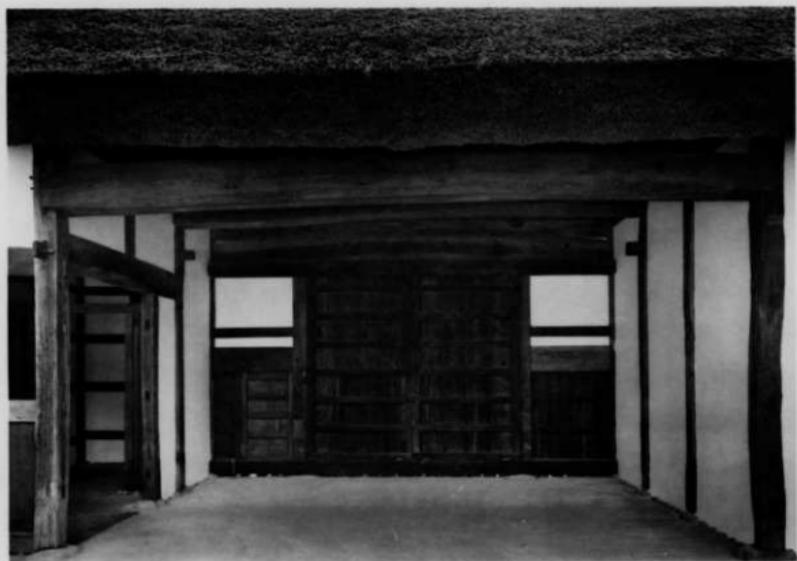
5 竣工西侧面



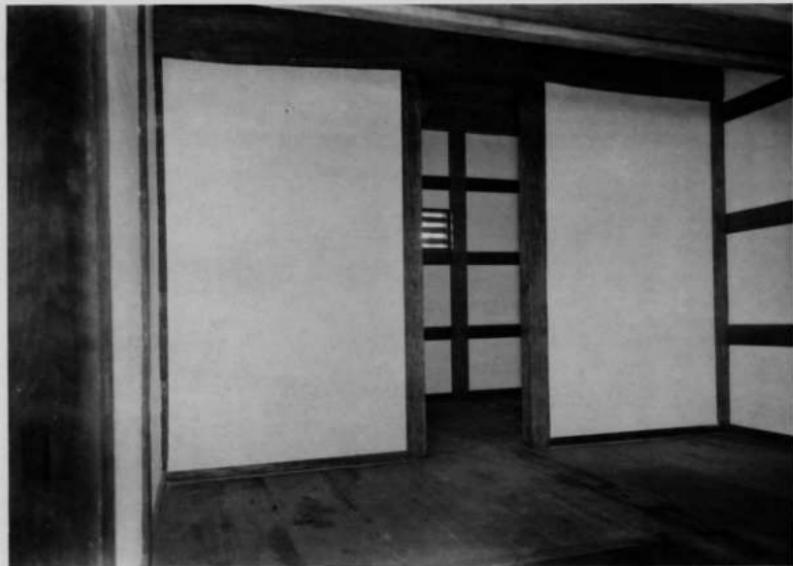
6 竣工 門番部屋



7 竣工 長屋通り正面



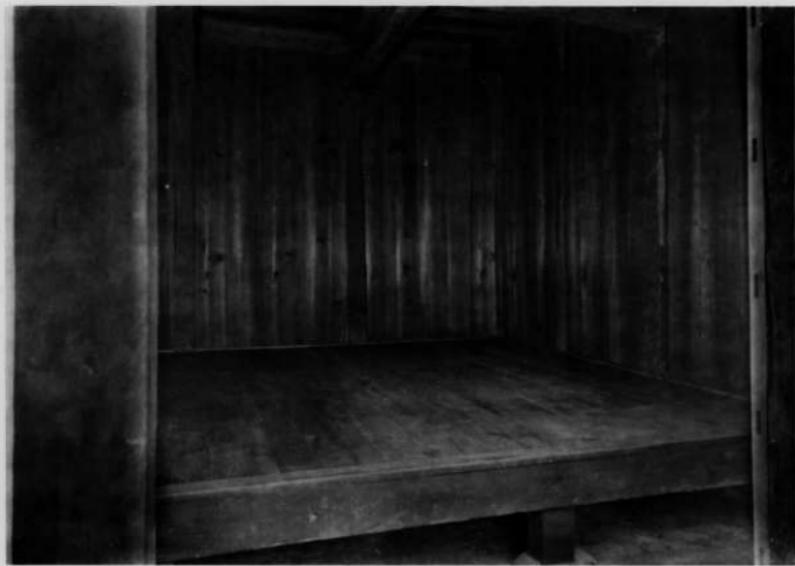
8 塚工 長屋通り背面



9 塚工 下郎部屋南面



10 竣工 下部屋北面



11 竣工 前倉南面



12 塚工 前倉北面



13 塚工 男部屋南面



14 塼工 男部屋 北面



15 塼工 小屋裏



16 修理前 正面



17 修理前 背面

18 纹理前 東側面



19 纹理前 西側面





20 修理前 門番部屋間仕切



21 修理前 長屋通り

22

破損状況
背面通り



23

破損状況
背面通り



24

破損状況
長屋通り西側



25

破損状況

背面屋根



26

破損状況

東南隅の屋根



27

破損状況

背面屋根



28

破損状況 男部屋(西端)



29

破損状況 下郎部屋



30

破損状況 長屋通り天井



高井小窓穴



31 現状変更要旨一の(一) 修理前間仕切

膏が切斷されている
小窓穴



32 全 上

33(一) 現状変更要旨一の(二)

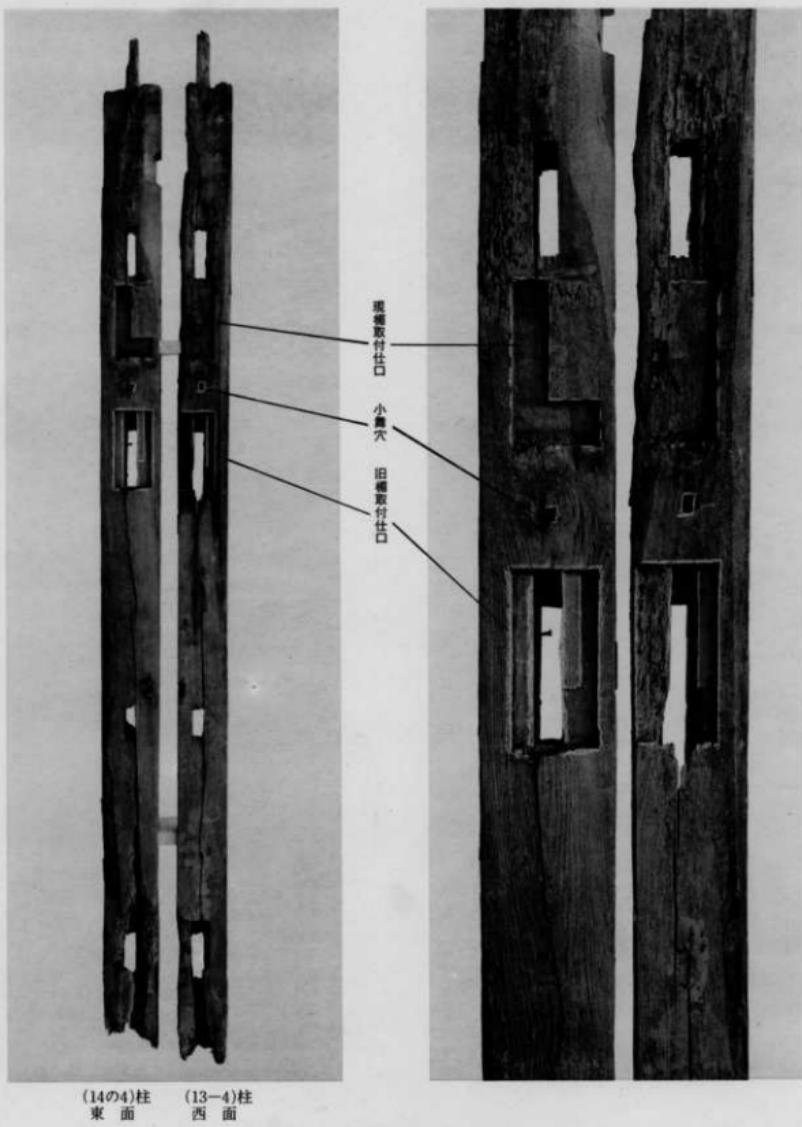
当初は棟通りで二室に間仕切られていた
(柱、梁に間仕切の土真壁痕跡がある)



(10の2)柱



(7の2)柱



根太上り板上端に床目板張りの目版決り跡がある



35 現状変更要旨一の(二)

旧上り樁 (現状は上端を床板厚分欠取り旧土間部分
まで床板張りとなっていた。)

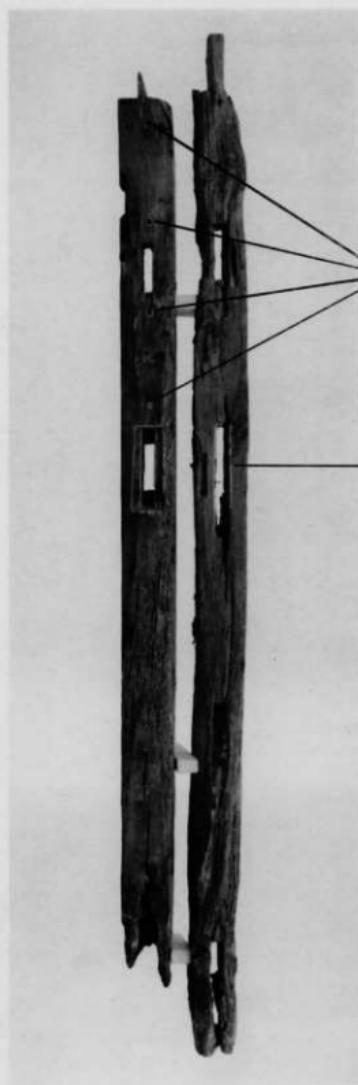
(一〇ノ一二柱に残る間穴、小窓穴



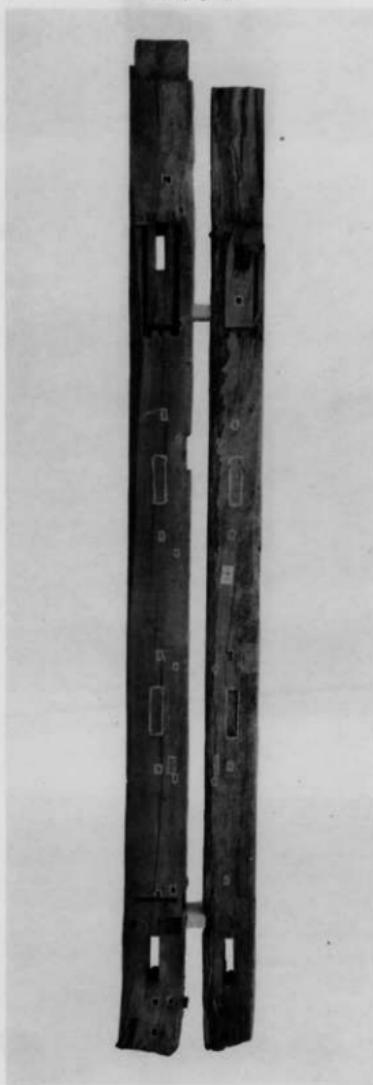
36 現状変更要旨一の(二)

根太上端に残る旧間仕切柱の板画片

37(一) 現状変更要旨一の脚



貫穴、小舞穴



38(一) 現状変更要旨四

小舞穴　賣穴

樋取付仕口跡



旧（さる）納穴跡

樋取付仕口跡

賣穴
小舞穴



板壁の板溝及び胴締穴

現状変更要旨二
門番部屋南より第一、二間の
後補の格子窓



同 上
南より第二間
第の子下見板張の上脚縁下端に
節の子切断面が残っている



南より第一間節の子下見板張の上脚縁下端に
節の子切断面が残っている



42 解体（正面西側）



43 解体（小屋）



44 解体（軸部）



45 解体（柱礎石据付）



46 基 础（礎石据付完了）



47 基 础（長屋通りコンクリート叩）



48

基礎 背面U字溝排水



49

基礎 (止面エスロンバイブ排水)



50 輸組 (1)



51 輸組 (1)



52 輸組 (1)



53 軸組(四)



54 軸組(五)



55 軸組(六)



56 屋根（野地拵え）



57 屋根（野地拵え）

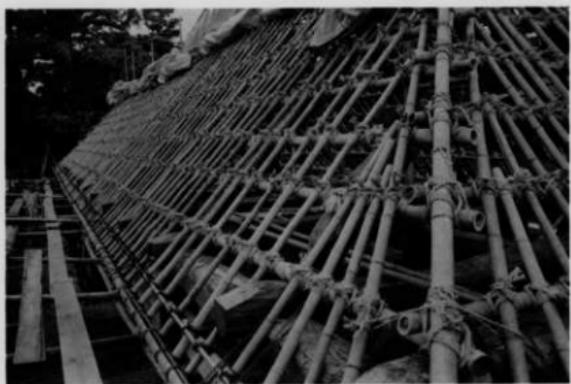


58 屋根（野地拵え）



59

屋根（野地掛け）



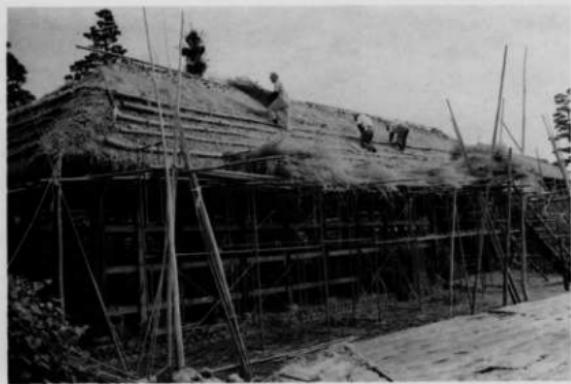
60

屋根（野地完了）



61

屋根（平葺）



62 屋根（平葺完了）



63 屋根（棟積完了）



64 屋根（完了）



65 壁工事（壁土塗込）



66 壁工事（小舞挿き）



67 壁工事（荒壁塗）



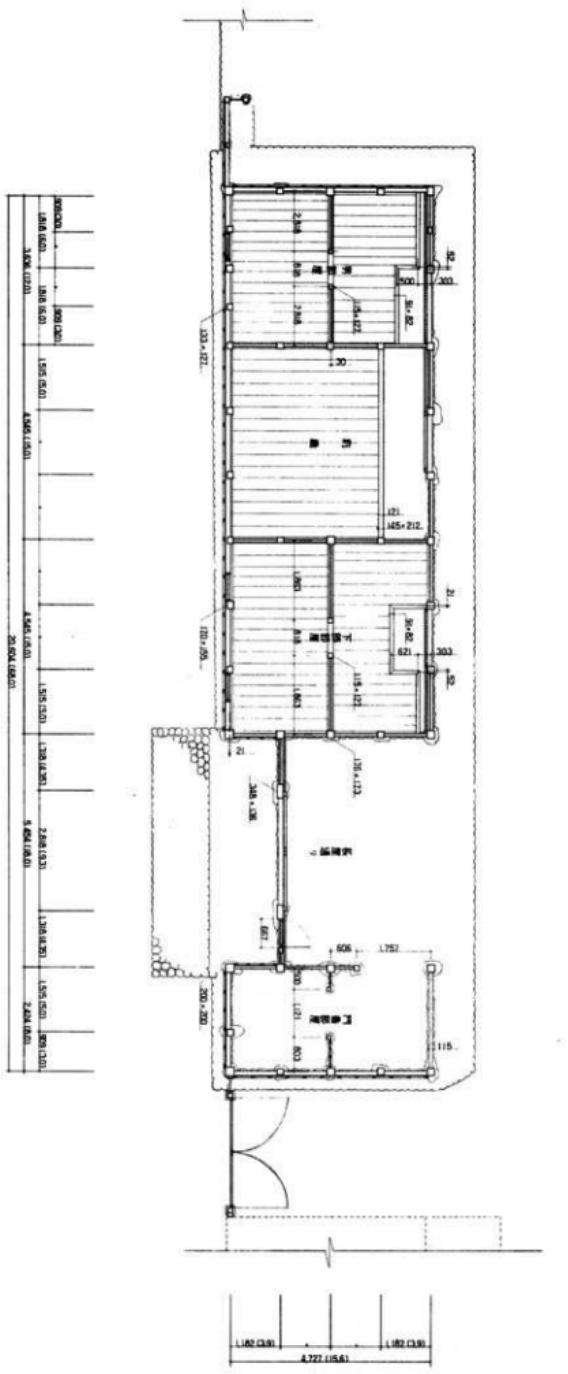


(深中) 建工部 68



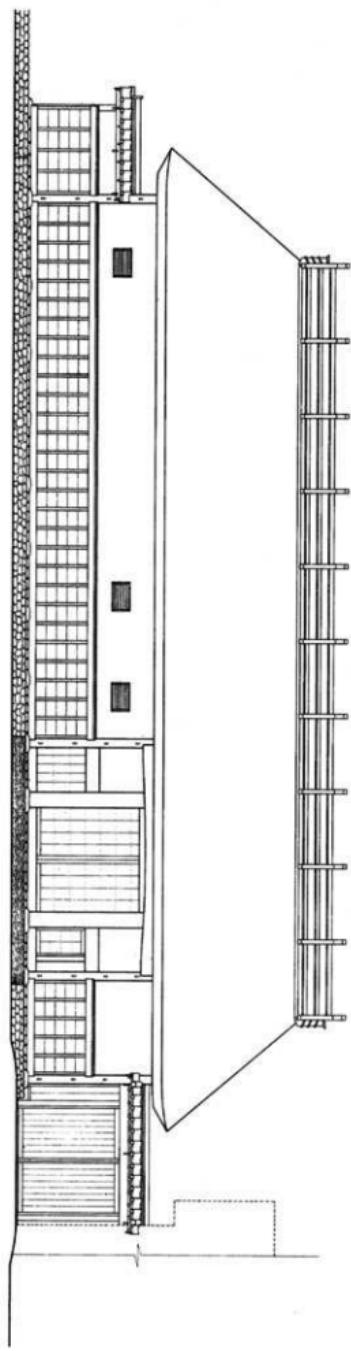
(深中) 建工部 69

1 線工平面圖



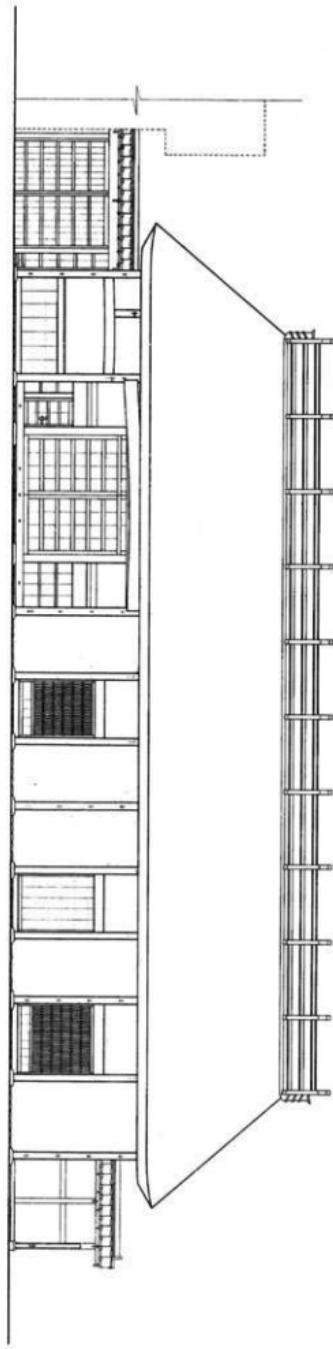
2 塊工正面圖

0
1
2
3
4
5"

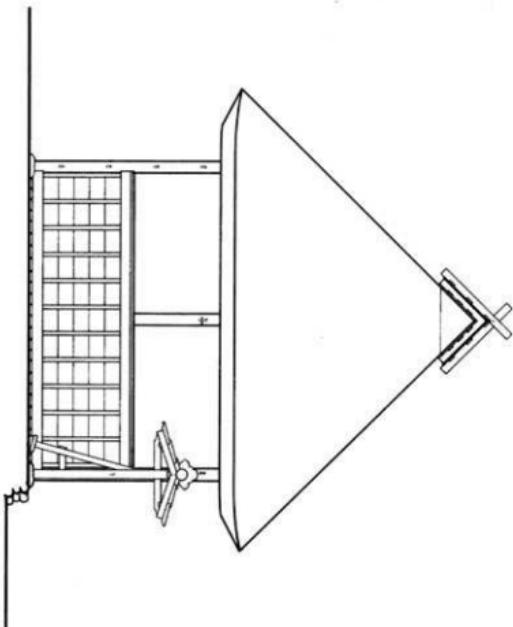


3 梯 L 背 面 図

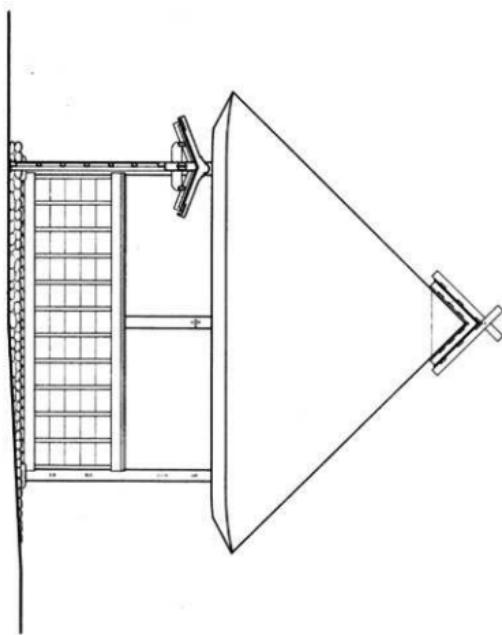
6
5
4
3
2
1



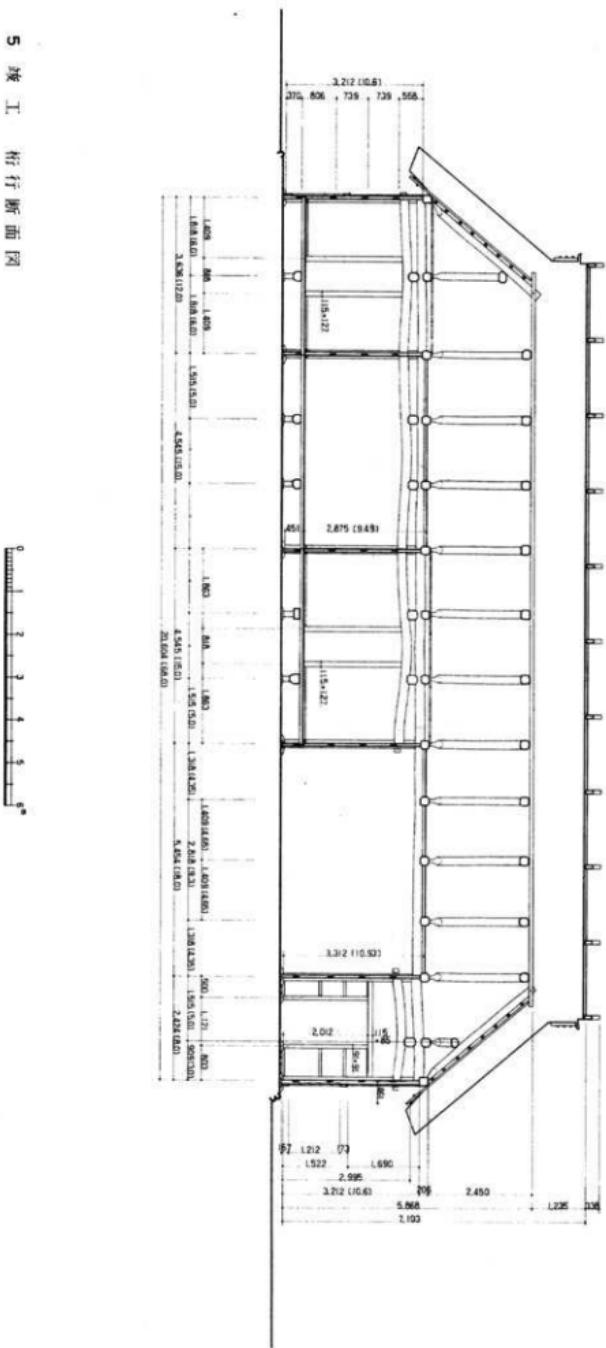
4 施工侧面图

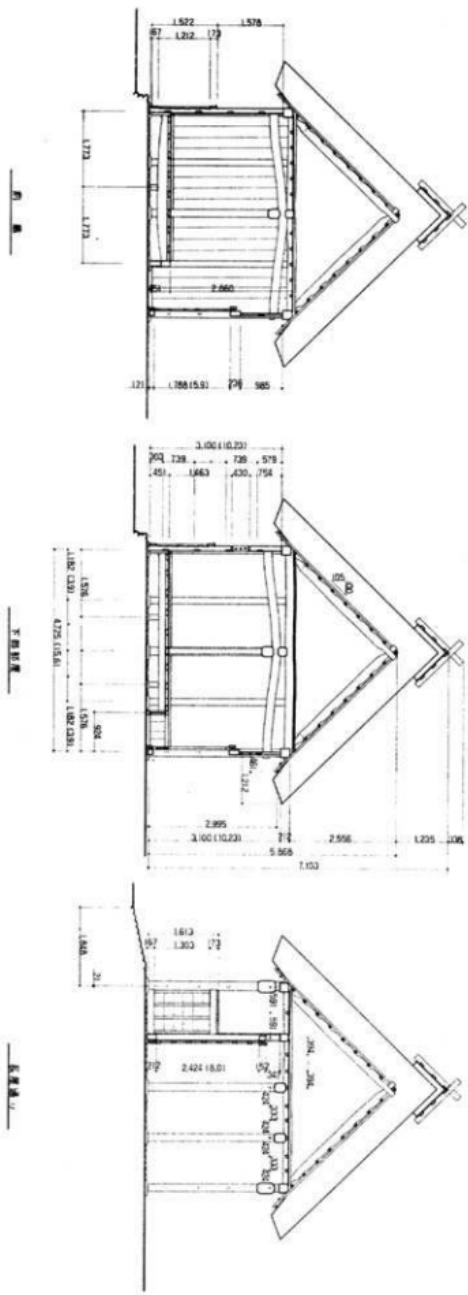


0
1
2
3
4
5
6m



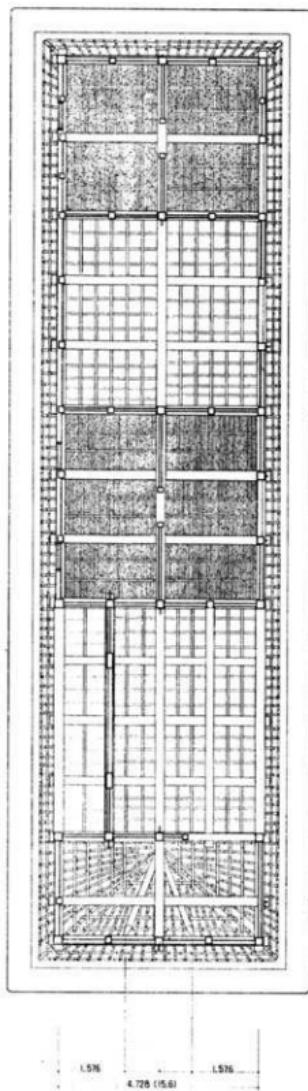
5 基工 桥行断面图

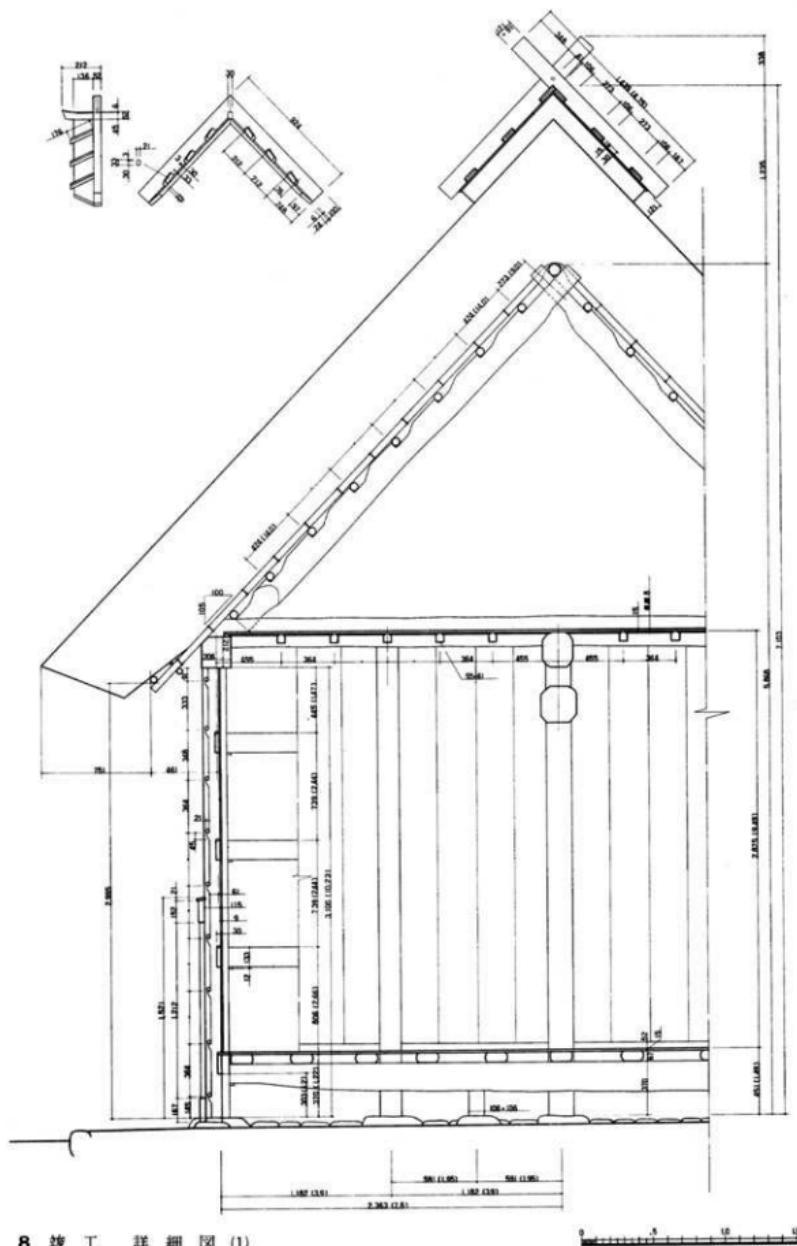




7 线上图

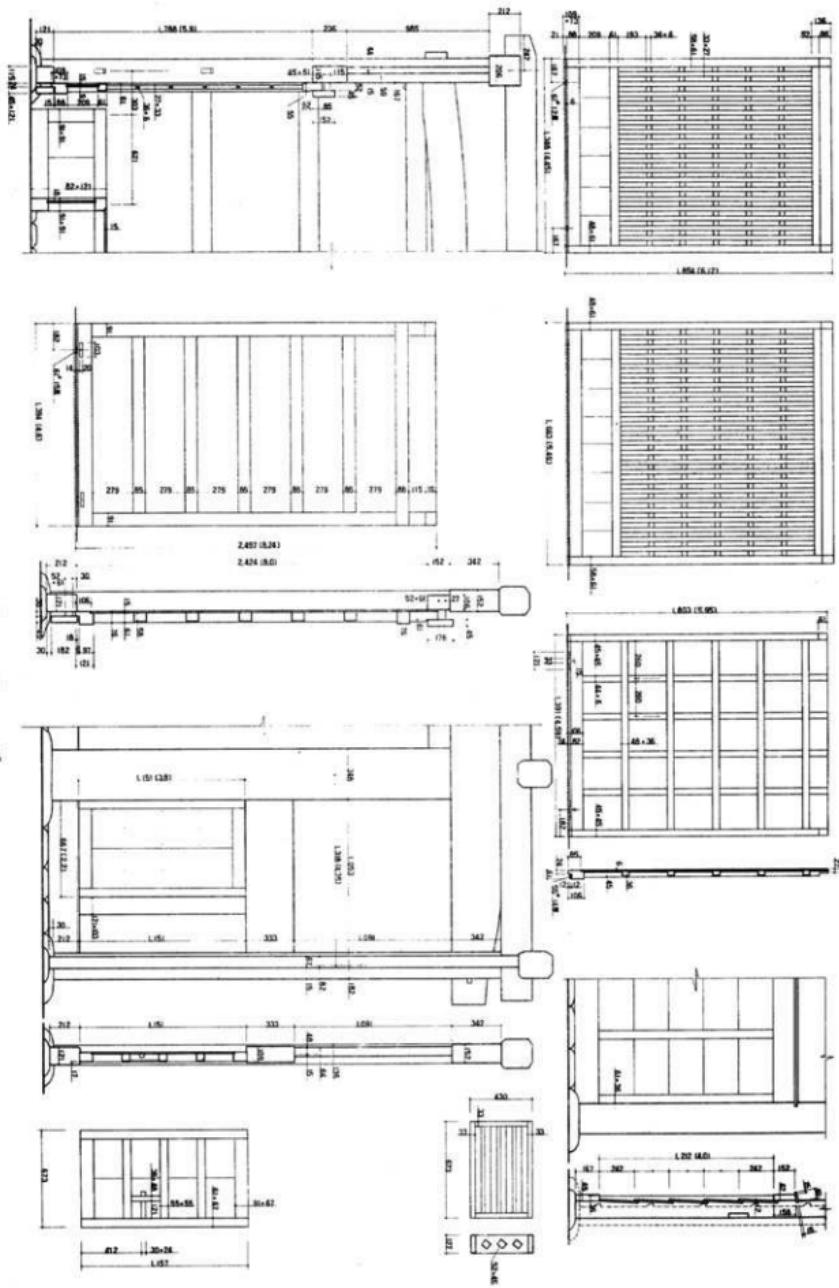
1 2 3 4 5 "



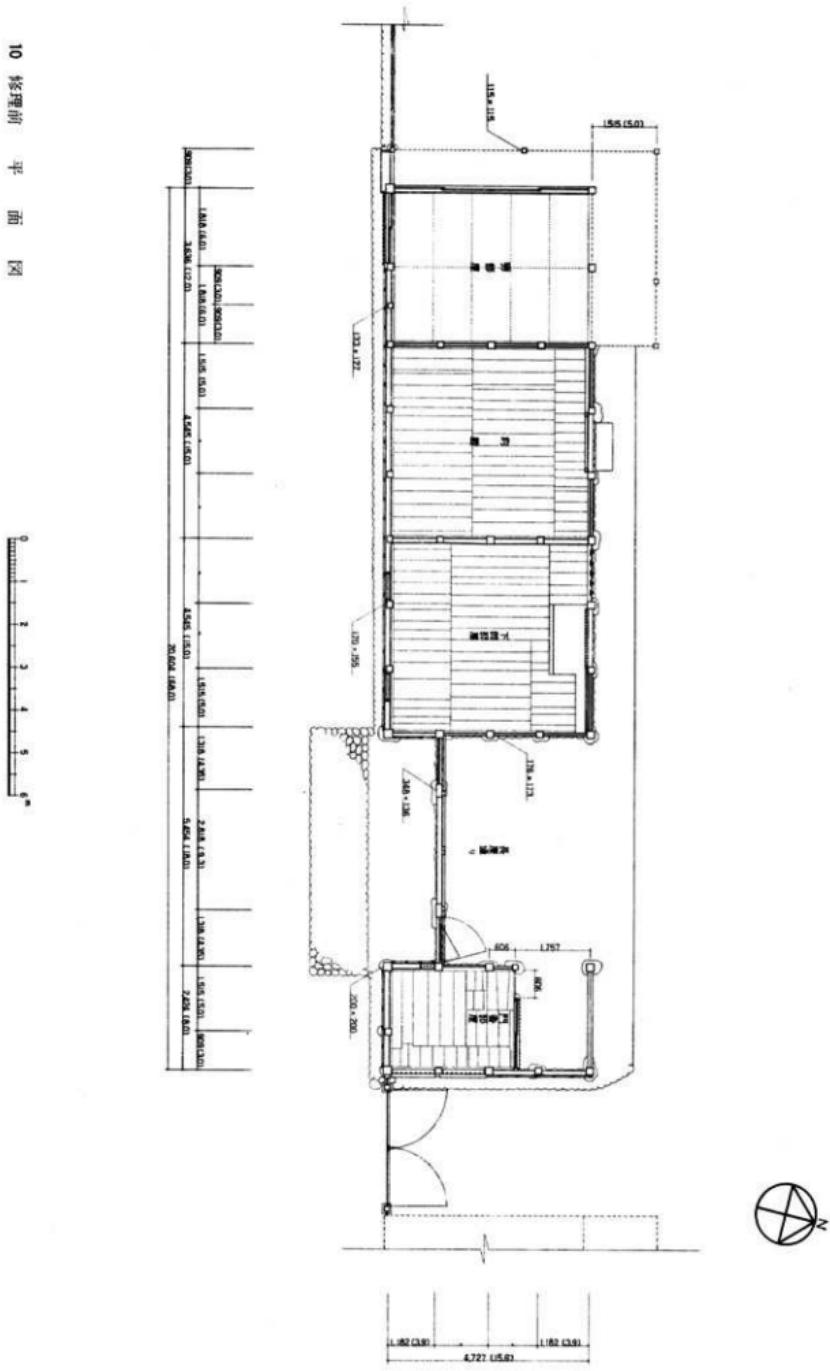


8 竣工 詳細図 (1)

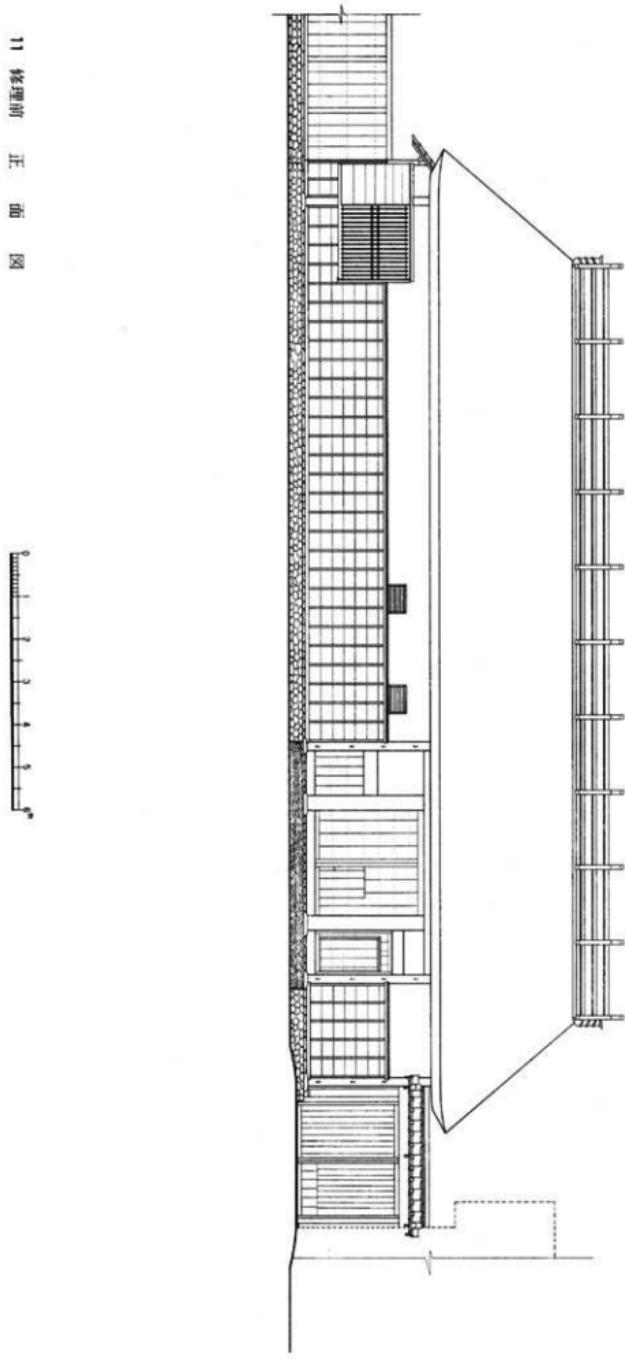
6 線工詳細圖(2)



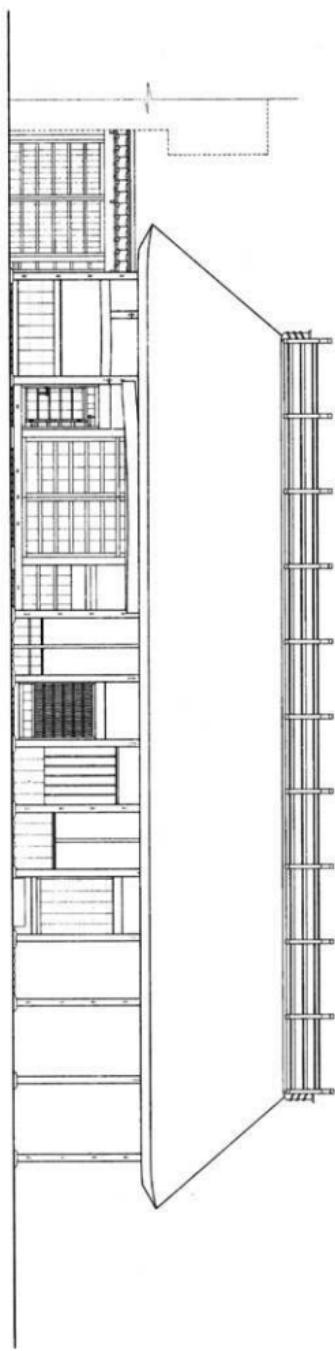
10 整理前 平面图



11 整理前 正面圖

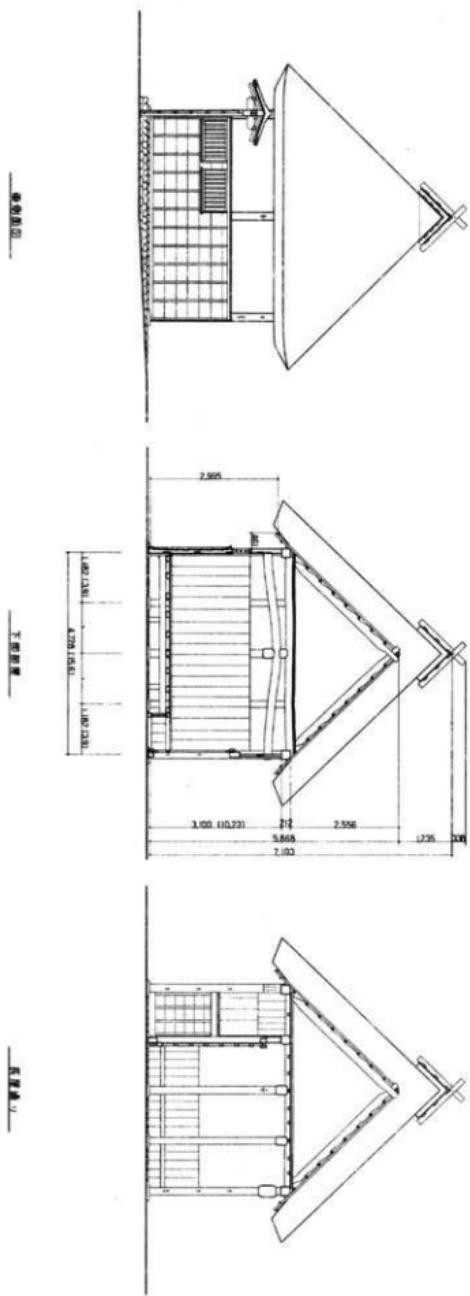


12 條理前 背面圖

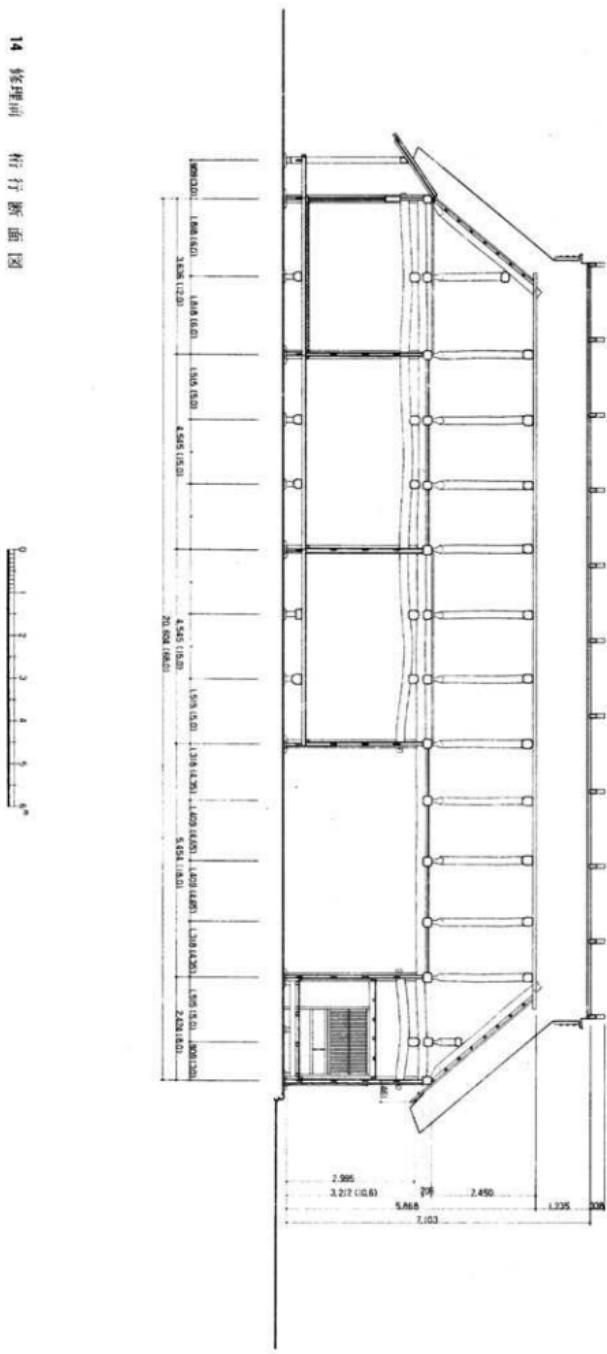


13 斜屋面
侧面图、深剖断面图

0
1
2
3
4
5



14 修理用 桁行断面図



昭和五十一年十一月

重要文化財 黒田家住宅長屋門修理工事報告書

編集

財團法人 文化財建造物保存技術協会

発行

重要文化財黒田家住宅長屋門修理工事報告書

印刷

黒田家住宅長屋門修理工事報告書

製本

黒田家住宅長屋門修理工事報告書

眞陽社

眞陽社

京都市下京区油小路仏光寺上ル

TEL〇七五(二五一)六〇三四